

1. 平成28年第5回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成28年12月6日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	健康福祉部長	羽田野博徳
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	古川甲子夫	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	尾藤康春
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	郡上市 代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡文男	議会事務局 議会総務課 課長補佐	加藤光俊
議会事務局 議会総務課主査	武藤淳		

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員各位には、連日の出務、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には3番 原喜与美君、4番 野田勝彦君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺友三君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定いたしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いを申し上げます。

◇ 上 田 謙 市 君

○議長（渡辺友三君） それでは、13番 上田謙市君の質問を許可いたします。

13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って一般質問をさせていただきます。通告した順序を前後させていただくことをお許しいただきたいと思っております。

初めに、文部科学省の問題行動調査結果とその対応についてお尋ねをいたします。

去る10月下旬のことではありますが、文部科学省は、全国の小学校、中学校、高校などが2015年度に実施をいたしました児童生徒の問題行動等の調査結果を公表しました。

その調査結果によりますと、いじめ認知件数は、全国で22万4,540件で、前年から3万6,468件ふえて、過去最多であったということでもあります。

暴力行為の発生件数については、中学校と高校は減少傾向にありますけれども、小学校では約1万7,000件となり、前年と比べ1.5倍に急増したとのことでもあります。

また、不登校では、高校は3年連続で減少して5万人を下回ったということですが、小学校は約2万7,000人、中学校では約9万8,000人となり、増加傾向であるとのことでもあります。

そして、岐阜県においては、小学校での暴力行為が全国都道府県の中でワースト3位であったとも報道されております。

そうした報道を見たり聞いたりいたしますと、郡上市内の小学校、中学校でのありようが気になるところであります。

そこで、石田教育長にお尋ねをいたします。市内の小中学校におけるいじめ認知件数、暴力行為、不登校などの調査結果はどのようなものであるか。そして、そうした問題行動に対する未然防止や早期対応など、今後の対応をどのように考えているか。

もう一点は後ほどお尋ねしますので、まず2点、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お尋ねの件についてお答えします。

まず、いじめの認知件数でございますが、小学校は、平成27年度は15件でした。中学校については17件でした。この人数は平成26年、小学校は14件ですので、小学校については1件ふえましたし、中学校においては8件でしたので、17で9件ふえております。

そこで、かつてはいじめの定義は、自分より弱い者に対して一方的に、継続的にか、それから深刻な苦痛という要素が含まれていましたけれど、現時点のいじめ防止対策推進法の規定により、次の4項目が該当する場合に、いじめと定義をしています。

1つ目は、行為をしたAも、それから行為の対象となったBも児童生徒であるということ。2つ目に、AとBの間に一定の人間関係が存在すること。これは学級の仲間やったり、社会体育のクラブだったというようなこと。それから、AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたとき、お金のトラブルとか、嫌なことを言われたとか、そういうことを受けますし、4点目には、当該行為の対象になったBが心身の苦痛を感じているということはいじめというふうに捉えております。

また、物を隠されたとか、上履きに画びょうを入れられたとか、悪口をメモに書いて机の上に置いたとあって、誰がやったかわからない、先ほど言った1番2名で、行為をした者が不明であった場合についても、いじめとして扱っております。

いじめのトラブルについては、また人間関係のトラブルについては、社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合は、しばしば発生するものであり、例えば言い過ぎてしまったり、相手を傷つけてしまったり、自分勝手な行動で周囲の反感を買うようなこと。また、子どもの成長の過程において、さまざまな場合を経験することがあると思いますが、その中にはいじめに該

当するものもしばしばあるということで、いじめが全く認知されなかったというような県の発表があったところもありますが、極端に少ない学校とかゼロのようなところについては、昨年度、いじめについて再調査をするというようなことを捉えております。

よって、先ほど申し上げた数字については、岐阜県においては、いじめの件数については、教職員の目が行き届いているから、非常に多いと、そういうふうで私は捉えておりますし、いじめの、この場合、解消率が大切かと思いますが、先ほど申し上げたいじめ、小学校15件と申し上げましたが、その中で報告いただいた時点で14件は解消しております。1件については支援を継続中ということでございますし、中学校の17件のうち解消は13件ということで、支援継続中については4件というふうですが、いじめの場合、お互いの言い分を理解し合って謝罪をすることが、短期間で解決するものも多いですけれど、過去の事案にさかのぼって言い分が食い違ったり、親同士の人間関係がこじれていたり、発達障がいに対する言動への理解が十分理解いただけなかった場合については、長期にわたって学校や教育委員会が支援する必要が出ております。

続いて、暴力行為について状況をお話しします。平成27年度、郡上の状況については、暴力行為はありませんでした。それから、中学校の暴力行為もありませんでした。昨年度、26年度はそれぞれ小学校1、中学校1というふうになっております。

ただ、このいじめの暴力行為というのは、その中身は、対教師暴力、それから生徒間の暴力、それから対人暴力、器物破損、これらを含んで暴力行為としておりますので、先ほど26年度に1件ずつあったということについて、小学校については器物の破損であったというふうに聞いておりますし、中学校については生徒間の暴力行為というふうに聞いております。

続いて、不登校についてでございますが、小学校については平成27年度6名、それから中学校については33名、これも26年度と比べますと、小学校は、26年度は9名でしたので3名減ということですが、中学校は28名のところが33名ということで、5人増ということでございます。

これについても、不登校については、年間30日以上欠席があった者で、病気とかけがを除いたものをカウントしております。よって、改善が見られても30日を超している子については、カウントされていくというような状況であります。

以上が状況でございます。

続いて、具体的な未然防止についてでございますが、まず、いじめの対策としまして、それぞれ学校において実態を踏まえて、いじめ防止基本方針を策定していただいて、教育活動全体を通して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、組織的な対応に心がけていただいております。

特に構えとしては、いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす要因となる深刻な問題と捉えること。

それから、最近のいじめは、携帯電話やパソコン依存による、一層見えにくくなっていることか

ら、いじめはどの子にも、またどの学校にも起こるという視点で、また誰もが被害者にも加害者にもなれるという視点で、教職員が十分に認識して対応していく必要があるということです。

具体的にいじめの未然防止については、いじめの要因が対人関係の問題に起こることから、集団活動や体験活動を通して、児童生徒の心の結びつきを深めて、社会性を育む教育活動、学級経営を行うこと。それから、人権集会とかほかほか言葉等の活動を通して、生徒に、また児童に自治の力を育成すること。

また、早期発見、早期対応については、児童生徒の小さなサインを見逃さないようにアンケート調査、または面談、それから本人からの訴えや教職員による発見、または児童、それから保護者、地域の方からの情報を共有することによって、的確な対応をするようにしております。

また、組織的な対応については、いじめられる生徒、児童生徒を絶対に守るという、学校の強い意思を児童生徒に、また保護者に伝えること。または教育委員会、警察と連携して素早い対応をすること。決して一人で抱えることがないように、情報を共有して組織的に動くことを心がけております。

続いて、不登校については、心の問題とするだけでなく、不登校の生徒が一人一人の個性を生かして社会へ参加し、充実した生活を過ごすように、その道筋を築いていって、社会的自立への援助をすることと捉えて、指導に当たっております。

単に学校へ復帰したから安心というような対応ではなく、自立するところまで見届けた対応をしていくということですが、具体的な対応については、情報の共有化とか、それから不登校にかかわることの教員の指導力の向上、それからスクールカウンセラー等の活用、さらに保護者を支えている、家庭の教育力を充実させるために、教育委員会には不登校の児童生徒に直接向き合っている保護者の不安や悩みを大変大きくしているの、そのときの親の、児童生徒の心身の状態に影響を及ぼすことがあることから、こうした保護者に対して児童生徒と同じように適切な働きかけをしていく市の相談員がおりますが、こうした相談員を活用していくこと。または、学校にあります相談員、それから適応指導教室の職員の活用を通して、不登校の減少に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 詳細にわたって御答弁をいただきました。

まず、いじめについてであります。教育長が言われましたように、平成18年度からこの調査のカウンターの仕方が発生件数から認知件数に変わったということで、積極的な把握に努めれば認知件数がふえるということは当然であるというふうに聞いております。

郡上市の場合は、今教育長がお話をされましたように、いじめ問題に対する学校での日常の取り組みは、しっかり行われているというふうに評価をいたします。

次に、暴力行為は、郡上市内の学校ではないということで安心をいたしました。

次に、不登校の件であります。不登校の児童生徒が昨年度では小学校で6名、中学校で33名というお話でありました。これは30日以上欠席をカウントするということですが、恐らくその中には90日以上欠席をしている児童生徒もいるのではないかとこのように思います。

年間90日以上学校を休むということは、学校は恐らく1年200日ちょっとぐらいの登校日数だと思しますので、2日に1日は自宅におる、学校へ行けないというようなことで、これは考えれば事態は深刻かなというふうにも受けとめられます。

不登校の原因でありますけれども、今教育長がお話をされたように、学校にかかわることでいえば、友人や先生との人間関係がうまくとれないとか、学業の不振であるとかということがあると思えますし、家庭の教育力が低下をしているということが言われて久しいわけですが、家庭にかかわることも多くあろうというふうに思います。

そうしたことに對しても、どうか引き続き担任や養護教諭、カウンセラーや相談員の先生方、そして郡上市にはスマイルという適応指導教室がありますけれども、そうしたところの先生などの御尽力をお願いするところであります。

ただいま教育長の答弁の中に、人権というお話がありましたので、そのことについても道徳教育に結びつけてお尋ねをいたします。

いじめや暴力行為が多発している。その背景には、自分の感情をうまくコントロールできない子どもが増加していると言われております。いじめ、暴力行為などの問題行動を思いとどまらせるには、互いに人権を尊重するという人間関係を構築していくことが肝要であるというふうに思います。

その方策として、学校教育における道徳教育の推進が重要であると考えますけれども、児童生徒が人権を尊重する心を醸成するための道徳教育の現状とその必要性を、教育長はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えをします。

いじめや不登校を解決するには、生徒にとっても、それから教職員にとっても、学校が楽しい居場所ではなくてはならないと思っております。

また、発達障がいのある児童生徒が多くなっていることから、それらの障がいについての理解を進めたり、お互いの違いを認め合うような学級経営が必要になってきます。その中には当然、人権や道徳教育は必然となっております。

郡上市においては、小中学校、どの学校においても、命と人権の尊重を基盤とした教育活動を進めていただいております。

特に方針と重点の中で、3つの「大切」活動、「あいさつ」「ことば」「はたらくこと」であります。その言葉については、どの学校でも年間を通して児童生徒がお互いのよさや頑張りを認め合ったりする営みが大切とされており、また、児童会や生徒会の取り組みの中で、児童生徒が自分たちの温かい言葉、ほかほか言葉とかふわふわ言葉などと言っておりますが、そういう言葉をふやして、人を傷つける言葉、ちくちく言葉とも言っておりますけど、そういうのをなくしていく活動を行ったり、それぞれ学校でつくっております人権宣言を一層充実させるために集会を開いて、誰もが安心して楽しく学校生活を送れるような取り組みが行われておりますし、また、人権宣言の取り組みや人権集会を行うなど、計画的に人権を考えた話し合いを今進めているところでございます。

また、道徳教育についても、郡上市では、これまでも教員の道徳教育の理解と道徳授業の授業力を高めるために、道徳の教育研修を大切にしております。年間5回にわたって道徳の時間の指導の強化を図っておりますし、継続して実施を今までもしております。

今後も各学校において、心を育む道徳教育を大切に、望ましい生活習慣を身につけたり、他人を思いやる心を持つことによって、これがいじめとか暴力の根絶につながっていくと考えております。

以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 人権教育ということにつきましては、人権擁護委員の皆さんがそれぞれの学校を訪問しながら、学校と連携をして、人権教育というものを推進していただいとというようなことを、本当に敬意を持って感謝をいたしております。

また、教育長、言われましたように、特に八幡中学校では、何十年前になりますか、オアシス運動というようなことで、人権宣言を生徒みずからがして、お互いの人権を尊重していこうという活動を、今も推進しておってくれますけれども、そういったことで特にいじめ、暴力行為、また不登校の背景には、人権のということもあると思います。人権教育については、引き続き学校教育として力を注いでいただきたいというふうに思います。

次に、第2期郡上市観光振興ビジョン推進の方策についてお尋ねをいたします。

平成22年3月、「訪ねたい、滞在したい郡上づくり」を理念に掲げた郡上市観光振興ビジョン——これはその冊子でありますけれども——が策定をされました。

このビジョンが策定をされた背景には、合併後6年経過した当時の郡上市は、東海北陸自動車道の全線開通に伴い、中京圏と北陸圏が短時間で移動できるというアクセスの利便性が向上したこと

もあって、年間640万人以上の方々が郡上市に訪れていただいたという、県下でも有数の観光地でありながら、観光振興ということでは、旧町村の枠を超えることができず、地域内での取り組みにとどまっている部分が多くあって、さまざまな観光資源に恵まれながらも、それらを広域的に生かす仕組みが十分にできていないというような、そのような状況にありました。

そうしたことから、郡上は一つを目指した観光地づくりが求められており、郡上市観光振興ビジョンを策定する必要があったというふうに、この第1期郡上市観光振興ビジョンでは記載をされております。

そうした経緯で策定されたビジョンが、ことしの3月までの6年間にわたり推進されてきたということでもありますけれども、その6年間の実績と成果をどのように評価をされておるか。

そして、本年度から実施をされております第2期郡上市観光振興ビジョン、私も一部いただきましたけれども、このビジョンでは第1期ビジョンの諸施策がどのように見直されたのか。さらに、その施策の実施に伴う課題解決の方策をどのように考えているか。

特に平成32年度には、昨日も答弁にありましたけれども、観光客を666万人、宿泊者数を51万5,000人、その中の4万人は外国人宿泊者数という、そうした基本目標数値を定めているわけでありまして、その目標値を達成するための方策はどのようなものであるか、担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えを申し上げます。

ただいまお話しありましたとおり、第1次郡上市観光振興ビジョンは、合併後初めての観光振興ビジョンとしまして策定しまして、基本理念に、「訪ねたい、滞在したい郡上づくり」を上げまして、そして主要施策としましては、歴史と文化にふれるまち、日本一のおどりのまち、ウインターリゾート、アウトドアリゾート、この4つを主要施策として掲げております。そして取り組んでまいりました。

まず、数値目標の達成状況の検証から進めますと、第1次ビジョンにおきましては、ビジョン最終年の平成27年の観光客数の目標を655万人から668万人と幅を持たせて設定しておりました。

そこで、振り返りますと、655万という数字は、期間中の平成25年に1度達成しておりますけれども、最終年の昨年27年は635万人でクリアはできなかったという、そういう振り返りであります。

また、宿泊につきましては、同じく目標を、昨年27年の目標を49万人から52万人と幅を持たせておりましたけれども、これにつきましては、27年はちょうど49万人という実績が残りましたので、下のほうの数字ではありますけれども、この目標はクリアしたというふうに考えてございます。

そういうことを総括しますと、数値目標としましては、おおむね70%ぐらいは達成できたという

ふうには考えてございます。

観光客の数というのは、いろいろな外的要因に大きく左右されますけども、6年間振り返ってみますと、例えば自然的な、自然要因としましては、自然のマイナス要因としましては、東日本大震災ございました。また、暖冬ですとか長雨、そういった天候不順、そういったことも数度もございました。

また、人的なマイナス要因としましては、平成25年と記憶してありますが、高速道路の割引の縮小と、そんなこともございました。

また、その反対に郡上が行ってきた施策の中で効果が上がったものとして、我々は今こういうふうを考えております。

それは順番に施策ごとにまいりますけども、歴史と文化におきましては、郡上八幡城のポスターをきっかけにしたPR戦術が奏功したこと。また、あかりプロジェクト、あるいは福よせ雛といった新しい試みをしました。

また、おどり振興におきましては、四国等の新たなキャンペーンの実施をしております。

そして、ウインターリゾートにおきましては、スキー場のインバウンドの推進ということも新しく取り組みをしておりますし、また、アウトドアにおきましては、民泊事業の伸長、これ平成23年から始めまして、380人ほどでスタートしましたが、去年は約900人と3倍弱伸びております。

また、恐竜の体験ツアー、あるいはジップラインなどの新しい観光資源、そしてコキア、あるいは芝桜といった花の観光資源化などが上げられるというふうに思っておりますし、またサンプル体験も、郡上の定番の体験メニューとして、大変安定した人気があるという、そういうふうに評価をしております。

このような状況を踏まえまして、第2期の観光振興ビジョンにおきましては、基本方針を継承しながらも、第1期の主要の4施策に加えまして食彩のまち、食彩はこれ食べる彩りですけども、そういうテーマを設けてございます。これは世界農業遺産の長良川の鮎でありますとか、あるいは人気が高いプリン、シュークリーム、そういったものを通じて食の王国郡上を目指したいという、そういう目標でございます。

数値目標としましては、昨日も申し上げましたが、32年のお客さんの目標数を666万人、宿泊を60万人というふうに設定をしております。

この目標の達成に向けまして、今までの施策の継続に加えて、次の方針をというふうに考えております。まずは、国内向けには、地元ならではの知識ですとか、あるいはノウハウを盛り込んだ着地型観光、そして民泊の一層の推進を図る必要がございます。

また、大規模改修を行っております郡上八幡駅と、ことし4月から大変好調なスタートを切りました観光列車「ながら」、そしてきのうも一般質問ございましたけども、各駅周辺の資源を磨いて

観光資源にして、鉄道を軸にした観光というものを振興してまいりたいというふうに思っておりますし、またインバウンドにおきましては、台湾が今まで中心でございましたけれども、台湾と並ぶ第2の軸になる国を定めまして、そこに集中的にセールスを行ってまいります。また、同じく受け入れ体制としまして、Wi-Fi整備、あるいはおもてなしの研修を実施ということも考えてございます。

また、600万人以上の入り込み客に比べて宿泊者が少ない現状を改善しますために、宿泊施設全体的なレベルアップ及びコンベンション誘致による宿泊客の増加というようなものも、大きな施策というふうに考えてございます。

以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 第2期郡上市観光振興ビジョンでは、第1期ビジョンの、今部長が言われました4つの取り組みに加えて、食彩のまち郡上、長良川や和良川の鮎、ジビエ料理などの食材を生かした食彩のまち郡上が加わって、おもてなしのまち郡上を目指すということでもありますので、産業振興拠点施設の建設とも相まって、ビジョンの推進と実現を期待するところであります。

2つ目の質問として、市内宿泊者数の増加予想に対応する施設整備への方針と支援策を取り上げておりましたけれども、昨日、先輩議員から同様の質問がありまして、詳細な答弁がありましたので、質問は遠慮いたしますけれども、郡上市内に新たな宿泊施設を建設したい、そういうような業者がいるというような話も耳にいたしますので、そのあたりの動向に対する市の方針について、お考えありましたら、副市長にお尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

副市長。

○副市長（青木 修君） それでは、新たに進出するという、いわば宿泊施設についての考えですけれども、基本的にどういう業種で、どの社が郡上市に進出するという具体的な話については、私もまだ把握しておりませんが、積極的に市のほうでそうした、いわば会社について誘致をするとか、あるいは進出についてさまざまな支援策を行うとか、そういったことについては考えておりません。

それ以上に大切なことは、郡上市内の今ある宿泊施設、積翠園も含めてですけれども、そういったところがそれぞれの宿泊施設の特性に応じて、多様な宿泊者に十分対応できるような、いわば足腰を強くするといったことを基本的に考えております。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 副市長の答弁を聞きまして安心をいたしました。

最後の質問であります。郡上市第2期観光振興ビジョンでは、新たな観光振興体制と中心組織の強化やその方向性を定めていますが、郡上市観光連盟の体制強化と産業振興拠点施設の建設に伴う設立が計画をされております。仮称でありますけれども、郡上市産業振興支援センターにおける諸団体の連携協力、そして市の観光振興施策の事業展開等への方策については、どのようにお考えであるか、日置市長にお尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 昨日来、郡上市の観光をどうしていくかということについてのいろんな議論が展開されてるわけでありまして、ただいま商工観光部長のほうから申し上げた新しい観光ビジョンに沿った政策、そうしたものを推進してまいりたいと思っておりますし、また宿泊施設の整備等については、昨日来、副市長が申し上げてきたとおりでございます。

私どもがこれからの新しい観光を進めていくということの中で、幾つか御指摘のような大切なことがあるかというふうに思っております。

1つは、郡上市役所の中のといいますか、市役所としての観光に向かっていく体制というものを、より総合的、横断的にしていかなければいけないだろうというふうに考えているところでございまして、現在、観光に関連する施策は、もちろん商工観光部の観光課が中心でありますけれども、そのほか他の自治体間との交流であったり、地方創生というようなことでは市長公室とか、あるいはグリーンツーリズムというようなことであれば農林水産部であるとか、あるいはスポーツ合宿とか、そうしたことに関連しては、また教育委員会、また交通手段の整備というようなことでは建設部というように、それぞれが所管をしております、そうした所管部局間の連携、あるいはたくさん予算項目で施策を講じておりますが、そうしたものが一つ一つ、しっかり連携をしているか。あるいはうまく複合化して、所期の目的を達成、効率的に、効果的に達成しているだろうかというようなことを考えていかなければいけないというふうに思っております、来年度の政策、市の市政の大きな柱の一つとして、そうした庁内における観光振興体制の横断的な推進体制というようなもの、これは例えば仮称であります、郡上市の観光の、観光戦略の総合推進本部的なものとか、そういうようなものをこれからよく部内で相談をして、構築をしていきたいというふうに思っております。

それから、昨日来、これも議論がございました。今、郡上市の観光振興をしていくために、各地域の観光協会、そして観光連盟というものがあるわけでありまして、これが、これは私が落書き的にしたものなんですが、真ん中の丸を中心にして7つの星が囲んでいると。これが郡上市の観光連盟の今ロゴマークでございます。

この意味するところは、7つの地域の観光協会と、それからそれを統合していく、あるいはリードしていく観光連盟という存在をあらわしているものだというふうに思いますが、実態はかなり大

きな観光協会と小さな観光協会、あるいは観光連盟そのものの存在感、あるいは役割が必ずしも大きくはまだ発揮できていないというようなこと。あるいはそれぞれの単位観光協会と観光連盟はある程度結んでいるけれども、観光協会同士はなかなか連携がうまくいっていないというようなところが、これまでの実態だろうと思いますので、観光連盟のプレゼンスをある程度力を大きくしていくということと、それから各、現在の観光協会というか、地域ごとの観光のいろんな動きを相互に連携させていくというようなことが必要ではないかと。

そういうものの一つの考え方の中に、昨日も議論をされた、いや、むしろ観光連盟というもの、郡上を一つにして、その中に支部的に何かを包含するというような、この辺のところ、いろいろ組織論として議論があると思いますので、これについては単位観光協会の皆さん、それから観光連盟の皆さんとよくよく相談をして、これからあるべき観光協会、観光連盟の姿、あるいはその機能のさせ方というものを議論をしていきたいというふうに思っております。

それからもう一つは、これも現在、商工会、市、その他関連団体で進めております、これから郡上市がつくっていかうとしている、ソフトの仕組みとしての産業支援センター、このあり方の中に、市、観光連盟、観光協会、それから商工会、その他いろんな団体がいかに有機的に連携をして、そして個別のいろんな事業者の活動に対するアドバイスや支援をしたり、あるいは大きな戦略をこうした場でも練っていくというようなことが必要だと思いますので、そういうことで新しくつくろうとしておりますソフトの仕組みとしての産業支援センターの中に、観光を一丸となって振興していくような仕組み、事業をつくり込んでいきたい。そして、そういうものを、そうした活動の場としての、現在構想しております、産業拠点施設というハードの施設をしっかりと整備をしていきたいというふうに思っております。

ハードの施設の整備は、来年1年間にかかると思いますので、そういう意味でソフトの仕組み、あるいは政策の中身、あるいは連携の仕方、そうしたものをしっかりと検討をいたしまして、先ほど副市長が答弁をいたしましたように、宿泊施設等の整備の面においても、現在は他の地域からいろんな資本が入ってくるということを、必ずしもこれは防ぎ切れませんし、必ずしもかたくなに防ぐということがいいかどうかということもありますが、まずは郡上の現在の、積翠園も含めて、地元の旅館、ホテルであるとか、そういったところの振興を私たちはどうしていったらいいか。その際、行政としては、どんな支援をしていくのかということもしっかり検討して、来年度の予算にも、スタートアップとしてのいろんな事業は、顔を出させていきたいというふうに考えてるところでございます。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 第1期観光振興ビジョンと第2期観光振興ビジョン、読み比べても、どこ

がどう違うのかなあというようなことを思いながら、今回の質問の事項を考えたわけでありませけれども、きょうの答弁を聞く限りにおいては、第2期観光振興ビジョン、力強く郡上市の観光振興の発展に向けてスタートを切るんだな、あるいは切っているんだなというようなことを感じさせていただきました。

きのうもお話しありましたが、古田知事さんのお話を聞いても、岐阜県は滞在型観光に今後、一層力を入れていくということですので、そことタイアップしながら、郡上市の観光振興がますます大きく発展しますことを、議会も協力することを約束しながら、期待をしながら質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

◇ 三 島 一 貴 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、1番 三島一貴君の質問を許可いたします。

1番 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私、本日、緊張とプレッシャーで朝4時に目が覚めちゃいました。それぐらいきょう、気合いを入れて一般質問させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

前回、人口減少問題、問題解決についてシリーズ化をしてお話をいたしました。前回、前ぶれで、なぜ人口減少なのか。それには少子高齢化が関連しております。なぜ少子化なのか、そんなようなお話をさせていただきました。

近年、未婚、晩婚、晩産傾向にあるという結果がございました。このパネルから、経済的に余裕がないからということがございました。ですので、前回は若者が安心して将来像をつくることのできる施策の一つとして、商工支援の質問をさせていただきました。

今回は、異性と知り合う機会がないから、希望の条件を満たす相手にめぐり合わないから、この2つの事柄について、出会いについて、いわゆる婚活事業について質問をさせていただきたいと思っております。

私は、総務常任委員会の委員であり、常任委員会では、この婚活事業について真剣に取り組んでいます。マリアージュ郡上の結婚相談員の方たちとの意見交換、先進的に婚活事業に取り組んでいる富山県南砺市への行政視察へ行ったりとしております。

まず1つ目の質問といたしまして、今年度の婚活事業の実績をお聞きしたいと思います。

市としては、婚活事業を行う団体などに対して支援をし、今年度もたくさんの婚活事業を行っております。今現在までの事業実績と成果、そして、その成果はどこまで把握しているのか、教えて

いただけますでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） それでは、お答えします。

今年度の婚活事業の実績でございますけど、郡上市が行ってる事業としましては、森コン、消防コンなど3回、マリアージュ郡上が行っております事業としまして、大人婚などの2回、地域団体に対する補助として行ってますのは、郡上おどりコンなど2回、合計で7回の婚活イベントを実施いたしております。

その成果でございますけど、参加総数は333名となっております。男性178名、女性155名でございます。成立したカップルとしましては26組ということになっております。

その26組のところでございますけど、そのうち9組については、結婚相談員等がアフターフォローをしておりますし、イベント終了後にもカップルというふうになられたところが4組ございましたので、そういったところもマリアージュ郡上がフォローしてありますし、また登録会員になられた方についても、相談員がアフターフォローしてるという状況でございます。

フォローの内容としましては、直接電話で相手方等に状況であるとか、これからの婚活に向けてのアドバイス等、そういったようなところをアドバイスをしとるという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

（1番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） ありがとうございます。7回の開催ということで333名、そしてカップルが26組成立。数字的には成功率が多い、少ない、これは事業に対してもいろいろございますので、また捉え方もありますので、あえては申し上げませんが、婚活事業とは本当に何組の出会いがあって、何組のカップルができた、そういった明確な結果を求められる事業だと思っております。

その中で、この成果と実績が本当に大変重要だと考えております。7回の中で大成功な事業もあると思いますし、中には運営上の問題で女性が集まらなくて中止になった事業も、多分この中にもことはあると思っております。

婚活、婚活と騒がれて何年もたつ中、この婚活事業の内容をもうちょっと考えていかなければならないのかなと思っております。本当にこの婚活事業参加者の中には、真剣に結婚を考えて参加する人も見えますが、近年は先ほどの、このパネルにありますように、独身の自由さや気楽さを失いたくないからとか、趣味や娯楽を楽しみたいから、異性とうまくつき合えないから、こんな理由で未婚、晩婚の方もふえているようでございます。

本当にこの人たちが、どうこういった事業にも積極的に参加していただくかを考えていかなけれ

ばならない時期には来てるのではないのかなと考えます。例えば結婚の重要性とか必要性を伝えるような講演会の開催をしたりとか、異性とのコミュニケーションをうまくできるような勉強会を開催するとか、そのような形で、そういった方法も一つの婚活事業の一つになってくるのではないのかなと考えております。どうか来年度の計画の中で、こういったことも盛り込んでもらって、婚活事業をいろいろとまた開催していただければと思います。

マリアージュ郡上の結婚相談員の方とは、大変つながりを持ってやっているという今御答弁をいただきましたので、本当はこれを質問したかったんですが、一つなくさせていただきますが、南砺市へ行ったときに、「なんとおせっ会」という会で婚活支援をしておりました。本当に名前のとおり、おせっかいをやくほど、本当にそのカップルの方たちに入り込んで結婚をしていただく、結びつけるところまで入り込むというような会でした。本当にこれは個人の問題とかプライベートのこともあるんですが、本当に「なんとおせっ会」さんが真剣に入り込んでいくという姿を見せていただいて、こういった婚活支援もあるのではないのかなと感じました。

ぜひ、マリアージュ郡上の結婚相談員の方に、その役目をやっていただければと思っておりますので、どうかそのあたりの御支援もしっかりとしていただきたいと思います。

マリアージュ郡上の結婚相談員の方との意見交換をした中で、特に言われたのは、どこに独身者がいるのか、いろんな情報を地域の方からいただきたい、そういったことを強くお願いをされました。

そして、先日、「議員と語ろう会」をやりましたが、そこでも地域の方が地域の床屋とか八百屋とかで気軽に婚活、どここの子が独身者がおってとか、そんなような気軽に話せる場ができたらいいなというような意見もいただきました。こういった形で、地域の市民の方と地域ぐるみで婚活にも取り組まなければならないのかなと思います。

例えばマリアージュ郡上サポーターという形で、マリアージュ郡上を盛り上げていただける、応援していただける市民の方を、サポーター制度みたいな形をつくって、ぜひ応募していただいて、地域の方、皆さんで婚活を盛り上げていただきたいと思います。

続きまして、2番の質問に入らせていただきます。テレビ番組「ナイナイのお見合い大作戦」の誘致という形ではありますが、ナイナイのお見合い大作戦、これはTBSの特別番組でございます。御存じない方も見えるかもしれませんので、少し御紹介をさせていただきます。

ナイナイのお見合い大作戦、皆さん御存じのとおり、ナインティナインという方がやっておられる番組でございます。嫁不足に悩む市町村を舞台に、そこに住む独身男性が本気で結婚したいという独身女性を迎えて、集団お見合いを行う番組です。地元の男性が、女性はよそから来るという形になりますが、女性は少なくとも300人、多いと1,000人の応募があるそうでございます。過去31回で474組ものカップルが成立し、64組が結婚に至ったと、そんなような特別番組でございます。

ちょうど先日12月3日から4日に、島根県の出雲市でこの番組の撮影があったそうです。今までの結果を見ますと、大体撮影をしたその月、もしくは翌月にテレビ番組で放送されます。もしまだ見られてない方がお見えでしたら気にしていただいて、この番組をぜひ見ていただきたいなと思います。

平成24年に南砺市がこの番組を誘致したそうでございます。南砺市にお話を聞いてきましたら、その番組を誘致したことによって、これだけのいい効果があったということです。南砺市では、23人の方の男性が参加をしたそうです。その中でカップルが17組、誕生いたしたそうです。番組史上最多タイ、一番多かったそうですが、約半数が結婚すると思われる。そして、南砺市を全国にPRする絶好の機会となった。全国各地から問い合わせ殺到。交流人口の増加が見込まれたそうです。「婚活倶楽部なんと」の会員が増加、市内婚姻率の上昇、婚活ブームの到来ということでございます。

本当にまず第一に、この成果としてカップルができた、このお見合い大作戦、婚活事業をやったことによって成果が出たという結果がまず一つと、テレビ番組で全国放送されたものですから、その南砺市のPRになったということで、本当に問い合わせ、本当にどんな町なの、遊びに行きたいよということで、交流人口が生まれたということで、その市のPRになったそうです。

そして3つ目が、市内の市民の婚活の意識の改革、先ほど「婚活倶楽部なんと」とありましたが、ここから「なんとおせっ会」なんですけど、ここですごく会員がふえた。地域の皆様が婚活に対して意識を持ち始めた。そして、婚活ブームの到来ということで、それだけ一石三鳥な、こんな事業でございます。

この番組を誘致するには、自治体からの応募が条件というふうになっております。ちょうどプロデューサーが意見されていたのがインターネット上にありましたので、御紹介させていただきますが、基本的には自治体ベースで応募していただくことが条件。なぜかといいますと、市町村とがつりタグを組んでやっているの、協力体制がないと運営が難しい。それは撮影のことですね。女性の宿泊場所をどうするかとか、お見合いをどこで開催するかとか、そんなことで一人の思いでは、プロデューサー一人の思いではできないことですのでということでございます。本気で自分たちの地域に必要なことだと思って協力していただける自治体を選んでおりますという、そんなような言葉がインターネット上に上がっておりました。

予算的には、南砺市では約300万円ほどだったそうです、かかったお金が。その内訳といたしましては、まずは撮影スタッフの宿泊代、撮影スタッフのあと移動手段の方法、車のレンタカーとかそういったお金です。あとはイベント時の設営代、場所代とか、イベント時に食事をとったりするものですから、その食事代とか、そういった形でございます。番組を撮影するからとっての撮影代とか、そういったものは一切かかっていないということで、約300万円ほどで誘致できたそう

でございます。

現在、郡上市の市民の中から若者が集まるある団体があるんですが、そこの若者のメンバーがぜひこのイベントをやりたい、誘致して一緒にやりたいというような声がございます。早速、そのメンバーと本市の企画課の職員の方と、また再度南砺市のほうへ行ってきて、いろいろと細かいお話も聞いてまいりました。そういった市民からの動きもございます。

しかしながら、この番組、大変大人気でございまして、たくさんの自治体からの応募があるようでございます。プロデューサーの中には、開催地がかぶらないようにということで、今回南側でやったら、次は北部側、日本の中というような、交互で撮影をされてるとか、そのときのその季節の魅力が伝わるような、そういう魅力のある地域で開催をするということを言われております。

本当に郡上市のよさを真剣にPRをすれば、この番組誘致というのは、できるのではないのかと考えております。ほかの自治体によっては、市長がみずからこの企画のイベントを誘致するためのイベントの実行委員長になって進めて、誘致をした自治体もございます。

ぜひ、市のほうで一生懸命になっていただいて、このイベントを、テレビ番組を誘致していただきたいということをお話させていただきますが、もし担当部長、お話がございましたらよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 三島議員が言われましたように、テレビの力をかりて、婚活の支援という活動をやるというのは、この例を見ましても、結婚に結びついているケースが多いということにとりましては、郡上市にとっては非常にメリットが大きいんじゃないかというふうなことが考えられます。

そのほかとしましても、郡上市自身の地域の魅力であるとか観光等についても、全国発信ができるということからも、メリットがあるんじゃないかというようなことは考えております。

そうした中で懸念、現在、市として懸念してることでございますけど、まずそういった番組に出演してくれる男性というのは、果たして郡上市にどれぐらいいるだろうかという点が一つ大きな課題となっております。

現在行っております婚活のイベント等を見ましても、男性が消極的ということで、非常にそういうところへ参加するのに抵抗を持ってる方が多いという実情がございます。

それから、2点目としましては、先ほど議員も言われましたように、開催までどうも2年から3年ぐらいの待ち時間があるんじゃないかというようなこともありまして、それまでの間ということも、期間的なことも問題があるんじゃないかというようなことも考えております。

さらに、実施に向けてでございますけど、先ほど議員が南砺市からで、会が設立されてる、「な

んとおせっ会」ということは言われましたけど、実は郡上市におきましても、平成29年度から婚活応援団というのを設置しようと思っております。

そういった中で、先ほど三島議員が言われましたような団体が、ぜひ、この婚活応援団になっていただいて、そうしたところと市が連携して、例えばこういった事業をやる場合には、どういうことが実際問題として問題であるのではなかろうか、そういうことをよく、まず協議をする必要があらうかと思えます。

さらには実施した自治体等がありますので、そういったところからよく情報を収集して、検討していく必要があるんじゃないかというところで、今課題とかそういったことは今思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

(1 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） ありがとうございます。本当に参加する男性がということもあります。南砺市でもやはりそういった問題はあったようでございますが、先ほど言いましたように、その前に異性とのコミュニケーションがとれるような、そういった勉強会とかも開いていただいて、地域の男性の意識改革から始めて、ぜひ参加したいと思えるように育てていくということも、ひとつ重要だと思っておりますし、期間のことももちろん大分待ちやということは聞いておりますが、本当に郡上市はすばらしいんだということをPRをして、応募をまずしていただきたい。そうしないと何一つも進みませんので、ぜひしていただきたいなということも思えます。

このあたりを踏まえて、市長、御所見をいただければと思えますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） テレビ番組の活用というのもひとつの方策かと思えます。言い出しっぺである若者の皆さんの御意見や覚悟のほどをよくお聞きをして、今後検討してまいりたいというふうに思えます。

(1 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） ありがとうございます。また、そういった若者も真剣に取り組みたいと思ってるようでございますので、一度、お話をしっかりと聞いていただきたいと思えます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、2 番目の質問に移りたいと思えます。白鳥の北部の観光についてという御質問させていただきますが、交通網整備・施設建設と、白鳥におきましてはいろいろな取り組みが進められております。

東海北陸自動車道の4 車線化、中部縦貫自動車道の開通、清流の里しろとりの道の駅化、ハート

ピア四季からAMIDAへ、(仮称)あゆパークの建設、観光列車「ながら」の導入、そして北濃駅までのビュー列車など、本当に白鳥地域には交通網整備、各施設の整備、建設が進んでおります。

私、6月にも一般質問させていただきました。こういったことに対して、どう今後されていきますかというような質問させていただきましたが、来年度の計画の段階だと思っておりますが、市といたしましては交通網の整備、施設整備を生かす方法として、市としての来年度の取り組みをお話を聞かせていただけますか。市長、よろしく願いいたします。

○議長(渡辺友三君) 三島一貴君の質問に対する答弁。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長(福手 均君) では私から御回答申し上げます。

ただいまお話のあったとおり、ことしの6月議会、あるいは9月議会、そしてきのうの一般質問でもお話ございましたけども、今議員さんおっしゃったとおり、今、白鳥の北部地区というのは、いろいろな交通機関を初め、建設等々含めまして、俗に言う、いわゆる追い風を受けている地域でありますし、当然振興の大きな対象になるというふうに思います。

そして、お話にありましたが、ハートピア四季を改めまして、outdoor style AMIDAというふうに、ことしの8月からオープンしておりますが、リニューアルオープンから約半年が過ぎまして、これからスキーシーズンということで、まず初年度の正念場の時期というふうに私も思っております。

そして、具体的な来年以降の話ですけども、来年は何といても白山の開山の1300年の節目の年であります。ですから、観光分野におきましても、石川、岐阜、福井の3県及び環白山の自治体で構成します環白山広域観光推進協議会という組織がございますけども、そこが1300年の節目ということで、予算を例年の4.5倍の約2,300万円ほど来年計上して、予定でございますけども、しております。

そして、その予算を使いまして、開山1300年記念事業としてガイドブックの作成、あるいはマスコミキャラバン、登山イベントなどを計画しております。

何といても、長滝地域といいますのは、環白山地域の郡上の玄関でありますので、こういった協議会とも連携しながら一層PR、あるいは振興に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、あゆパークにつきましては、既に外構の造成事業も始まっておりますし、県と連携してしっかり整備をするとともに、新しい道の駅白鳥、この建設工事は市の仕事として、あゆパークと連動しながら、29年度に建設工事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） ありがとうございます。これだけのたくさんの施設整備やら交通網整備という事で、もちろん一つ一つの話はわかるんでありますが、どうしてもこれだけの施設があれば、たくさんの人が来場されるとか、白鳥の地域はたくさんの人が来て活性化されるのではないのかなと思いますが、観光とか商工とかというのは、長く継続するには地域のもちろん民間の力が必要だと考えております。

しかしながら、まだなかなかと、一つにまとめることができずにおるところも正直でございますし、これだけ公共施設等がありますと、なかなか一つ一つの情報が皆さんに入ってこない部分もあります。

そこで、どうか市のほうで指導していただいて、白鳥地域には商工会、観光協会、飲食組合とか宿泊組合とか、数多くの組合もございますし、今では白鳥地域協議会とか、そういった形でまちおこしの団体もございます。ぜひ、そういった方を集めていただいて、これからの白鳥の将来、この施設整備、そしてこの交通網整備を見据えて、この先、自分たちが生きていけるようにというか、よくなっていくということで、そんなことを考えていくような、本当にお話を市のほうで、行政のほうで指導していただいて、一度やっていただきたいなと思います。

それがひとり立ちしていったって、民間の力でこの地域が盛り上がっていけば一番いいことですが、その一歩の手段として、どうか来年度、そのような計画をしていただいて、まとめたいただけるようなお役目をしていただければと思います。

続きまして、2番目の質問に入りますが、白鳥北部交通機関のあり方という御質問させていただきます。

現在、白鳥北部方面への交通機関は、美濃白鳥駅まで来るのが、まずは郡上八幡白鳥線、そして岐阜バス的高速八幡線がございます。そして、そこから北部へ行く手段といたしましては、ひるがの線、荘川線、石徹白線というバスがございまして、そしてそのほかに長良川鉄道という交通手段がございます。

現在、学生の通学や市民の方の移動手段と活用されておりますが、現在、郡上に、きのうからも観光の話がございまして、郡上市に訪れてくる観光客などには活用できてるのかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 白鳥北部以北の公共交通に対する観光客の活用というところがございますけど、事業者にお聞きしましたところ、郡上市北部の公共交通機関を使って訪れている観光客について、特に実数の調査等はつかんでないんですけど、ひるがの方面へ向かう観光客という

のは、ほとんどいないそうでございます。

石徹白線がございますので、石徹白線につきましては、7月から9月の土曜日の運行を見ると、一般利用者の約半数が観光客ということで、平均で5人程度の利用があるんでないかということでございました。

目的は、白山への登山、あるいは白山中居神社への訪問ではないかということが推察できます。

このことから考えますと、夏におきましては、こういった石徹白方面への観光客が石徹白線を利用してる実態があるのではないかというふうに考えております。

高鷲地域でございますけど、これにつきまして公共交通ということじゃございませんけど、高鷲地域では観光施設ということで、公共交通と連動した観光客への移動サービスというのを独自に実施しておりまして、高鷲観光協会が高速バスを利用したお客様をひるがのサービスエリアからひるがの地内まで運ぶ予約制の無料送迎シャトルバスを運行しております。

また、ひるがの高原の牧歌の里につきましても、同じく高速バスの利用者につきまして無料の送迎バスを運行しとると、そういった実態もあるようでございます。

そのほかダイナランドゆり園につきましても、国道のひるがの線、白鳥交通のひるがの線の大日岳のバス停からのゆり園への送迎も実施しとるといような状況がございます。

公共交通を使つての観光客対策ということでございますけど、郡上市のところ、メインにつきましては、市民の通勤、通学、通院、こういったところの利用者をまず想定したダイヤ編成というのが今現状でございますので、今後につきましては、長良川鉄道も含めてでございますけど、そういった観光客等に関しても、ある程度利便性が向上するようなダイヤ編成、乗り継ぎ等についても検討していく必要があるんじゃないかということは考えております。

ただ観光客を中心にした体系にしますと、非常に運行経費が増加するというのも、大きな課題となっておるところも事実でございます。

そういったことからですけど、観光客に対しての利便性を考える上では、公共交通だけが担うんじゃないくて、観光協会、観光事業をする、そういった事業所と特に連携して、そういった移送サービスを構築していくのが、一番の重要なポイントじゃないかというふうに思ってます。

また、そういった商品開発、観光ルート、そういったことも積極的に事業者、市、一緒になって開発していくと、そういったことも重要な観光対策じゃないかということを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

(1番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） ありがとうございます。いろいろと御答弁をいただきました。石徹白のこと

についてお話をさせていただきたいと思います。

昨日の一般質問でもございました、白山の登山もございましたし、石徹白へ行かれるファンの方が大変多くいるということを知りました。中居神社一つでもそうですけど、本当に数多くの方が来場されております。その方たちは車なのかもしれませんが、本当にいろんな日本中から来ておるとい話も聞いております。

それで、今地域の声から、白鳥はタクシーの会社があるんですが、そこにも結構な問い合わせがあるそうでございます。もちろん来て、石徹白まで送迎してほしいっていう声もあるそうです。ただし往復1万5,000円ほどかかるそうなんです。

事前に長良川鉄道で白鳥まで行って、石徹白へ行く手段がないものですから、そのタクシー会社へ電話かかってきて、どうやって行けますかということで、タクシーでというお話をさせてもらうと、幾らかかりますか、1万5,000円。すると、そうかといってやめる方もいるという、そういった地域からの声もございます。あと石徹白へ来る宿泊者の方が、土曜日は来れても日曜日は帰れない、そんなような声もあるそうでございます。

いろいろとデータをつくってみました。美濃白鳥駅を中心にやらさせていただきましたが、美濃白鳥駅に着く交通手段、そしてそこから発車していく、石徹白へ行くということですが、この比較を見ましても、石徹白線というのは平日、さっき土曜日もございますけど、6時、12時20分、5時40分、今12時20分はデマンドバスという形になってるそうでございます。ただし、利用状況を見ましたら、ほぼ運行はされとるということで、予約が入って運行はされとるとことは聞いております。

高速八幡線へ10時45分で白鳥、着かない限り、石徹白には行けないんですね。その後に1時47分に白鳥に着いたとしても、もうその後、午後からは石徹白には行けない。

長良川鉄道で見まして観光列車、例えば観光列車がございます。12時47分に白鳥に着きますが、もう石徹白には行けないんですね。そういう現状が今現在ございます。

昨日話がありましたいすみ鉄道の講演、僕もこの講演会聞いて、この本も買わせていただいてもらって、本当にこの本もしっかりと2回ほど読みました。本当にたくさんのヒントが入っておる本だなと思いましたが、その講演も本当に素晴らしいもので、たくさんのヒントいただきましたし、あの講演を聞きましてからは、それでよかったなではなくて、素晴らしいなではなくて、これからそしたら郡上市はどうしていかなければならないのかなと思うようなほどの素晴らしい講演でございました。

観光列車「ながら」、ビュー列車ということで、実績のほうもお聞きしました。本当にビュー列車の乗車率も高いということで、すばらしくいいなと思っておるところでございますが、これを本当に長い目で見ていくと、このままでいいのかということでございます。

この観光列車「ながら」に乗ってきて、その次につながるような、きのうからそのお話はございますので、多くは語りませんが、そのような形で、ぜひ石徹白に行けるような手段を一つ、先ほど部長から言われましたように、それが観光協会とタッグを組んでやるのか、地域の人とやるのかはもちろんですけど、そんな形で市のほうからのお力もぜひ要るのではないのかなと思います。

本当石徹白というのは、先ほどから言います中居神社、そして昨日ありました鮎川信夫、また記念館なんていうお話もございました。ぜひ、そういった形で講演へ行きましたら、すごい鮎川信夫のファンというものがいるんだなということをお聞きしました。地域の方から最後にいろいろとお話がありました。まだまだ調べるということがいっぱいある地域なのではないのかなということも感じました。石徹白には本当に隠されたものがたくさんあるのではないのかな、そんな地域でございます。

きのうからで、先ほどの上田議員のところでございましたけど、観光をということを言われております。どうか石徹白にもしっかりと目を向けていただいて、まずはせめて今ない日曜日の運行、こちらのほうを検討していただきたいと思います。

公共バスとか、そういった形になると、国のほうの申請とかいろいろあって大変だとは聞いております。この辺はまた相談になると思うんですけど、ぜひ、例えば来シーズンのちょうど観光シーズンのみ運行できるような輸送手段を検討いただけないかなということを感じます。

できれば本当にここの長良川鉄道を使ってこられた方が石徹白線に乗って、バスで石徹白へ行って、石徹白で1泊をされて、次の日に帰ってこれるというプランが一番最高にいいパターンなのかなとは考えておりますが、そういった形でとにかく石徹白へ行ける交通手段を何とか検討していただきということをお願いをいたしたいと思いますが、済みません、市長、このあたりの御所見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

大分前になりますけれども、郡上市のほうへ旅行作家協会というんでしょうかね、いろんな旅にまつわる文書を書いたり、それをそういうことで旅行案内をされたりというような、いわば旅行に関する専門の方々が郡上市を訪れてこられまして、私も夜の懇親会に出させていただきました。

そのときにある一人の方がおっしゃったのは、郡上市は特に北のほうはマイカーの観光客か、あるいはバスのツアーのお客さんしか要らないという体制ですねと、大変痛烈な言葉をいただきまして、今それは三島議員の指摘をしておられることと通ずるところがあるというふうに思います。

いろんな意味で現在の実際のふだんの生活交通の確保ということに、大きな財政負担も伴うものですから、四苦八苦してるということの中で、例えば石徹白行きの日曜日の公共交通はないというような形になってるということだと思います。

ただ今回の観光列車「ながら」の運行に際しましては、その列車で来ていただいた方で、石徹白へ行っていただいて、1泊してお帰りになる方には、交通の足を市で無料で負担をしますと、こういうオファーをしてるわけでありまして、そういうことで若干このシーズンといいますか、それを始めてからの若干の事例はあるんですけども、まだまだPR不足ということもあって、十分な活用は願っていただけていないのかなと思います。

これは交通手段の提供とともに、石徹白へ行ったらこんないいことがあるよと、すばらしいとこだよということのまだPRが足りないという面もあろうかというふうに思います。

いずれにしろ、公共交通機関と協力、連携をして確保する方法や今とってるような方法、いろんな形で、それから例えば高鷲方面でしたら幾つかの観光施設等をお持ちの事業者が現在もある程度連携をして、ひるがののスマートインターまでお着きになるお客さんを送迎したりというようなことをしてるわけでありまして、いろんな考えられる手段を通じて、先ほど旅行作家協会のある人が言われたような、皮肉られないように、努力をしていかなければいけないというふうに思ってますし、市のほうもそういう検討を交通事業者初め、あるいはいろんな観光事業をやっておられる方々、あるいは地域の方々と相談をして進めていきたいというふうに思います。

(1番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 三島一貴君。

○1番(三島一貴君) ありがとうございます。やるだけでは何もなりませんので、PRということが大変大事だと思っております。PRのことも本当にその地域の観光協会とか、観光に絡んでいらっしゃる方たちと一緒に協力して、本当にPRをして、どうにか使っていただけるような、そういったことの交通手段をしたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたしまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(渡辺友三君) 以上で、三島一貴君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時を予定いたします。

(午前10時51分)

○議長(渡辺友三君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時01分)

◇ 尾村忠雄君

○議長(渡辺友三君) 15番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄君。

○15番(尾村忠雄君) 議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行いたいと

思います。

今回は高齢者の福祉施策1本ということで、小項目にわたって質問させていただきますので、それぞれ御答弁をお願いいたします。

現在、高齢者を取り巻く環境は、健康寿命も延びてますけれども、大変厳しい状況にあると考えております。郡上市の第二次健康福祉推進計画によりますと、全ての人が人として尊厳を持って住みなれた地域の中で、安心して生き生き暮らし続けるためには、保健・医療・福祉を充実し、その地域を中心に整理統合され、一体的に取り組むことが求められているということでもあります。

また、市の65歳以上の高齢化率は、平成28年12月1日現在でありますけれども、34.46であります。ちなみに、全国の平均が26.70%ということで、7.7%高いということであり、全国を大きく上回り、超高齢化の進行が進み、これからは支援や見守りが必要であり、その機能強化を図る必要があるということでもあります。

こうした中で1点目、特養、つまり特別養護老人ホームについてお伺いをいたします。

御存じのとおり、当施設の入居条件が国より2015年4月から原則、要介護3以上となりました。このことにより入所を申し込んでいても入所できない待機者が、ことしの10月現在でありますけれども、38道府県で約22万3,000人で、2013年の約38万5,000人に比べて42%、全国的には減少したということでもあります。

こういったことを踏まえ、郡上市の現状はどうかということについてお伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

特別養護老人ホームの入所基準でございますけれども、ただいま議員お示しのとおり、平成26年の介護保険法の改正によりまして、平成27年度から原則要介護3以上ということになっております。ただし、要介護1と2の方におきましても、特別な事情がある場合については、入所が可能ということになっております。

そこで、市内にございます特養4施設、ベッド数としましては295のベッドを有しておりますけれども、その入所待機者でございますが、制度改正前の平成26年度は551人でありましたけれども、新しい制度が適用された平成27年度は211人、そして今年度、6月末の調査でございますけれども、156人に減少をしております。

このように待機者の大きな減少は制度改正によるものでございますけれども、制度改正にあわせて市が独自で行った入所基準の見直しというところについても、影響が出ているというふうに思います。

従来、特養への入所基準につきましては、申し込み順ということになっておりまして、早く申し

込んでおかなければ、いつ入所できるかわからないと、そういったようなところから、とりあえず申し込みをされる方が多かった状況でございます。

しかし、制度改正にあわせて行政と市内4施設が協議を重ねまして、入所の順序を従来の申し込み順から必要度の高い順に改めさせていただいたということから、必要になったら申し込むという考え方が定着してきているように思います。

ちなみに、今年度の入所申し込み者、先ほど申しました156人のうち、とりあえず入所を希望される方が45人、グループホームなど特養以外の介護施設に入所してみえる方も複数お見えになることから、在宅や入院中で早期に入所を希望されてみえる方は60人というところになっておりまして、従来と比べまして比較的短時間で入所ができるようになりましたけれども、介護認定者の年々増加に伴いまして、依然として複数の入所待機者が見えることも事実となっております。

以上です。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 施設が充実されたことと、また介護3以上となったことで、特養への待機者の状況が減少したということは、当事者にとってもいいことだと考えております。

ただいま部長が申しあげましたように、答弁の中で市内の特養4カ所のうち295床あるということでもあります。特養については比較的利用料も安いということもありますし、また多くの高齢者が申し込んでおると聞いております。けれども、介護認定も必要でありますので、ここら辺のとも御理解いただきたいと思っております。

また、国の方針については、ただいま部長、答弁いただきましたけれども、実質、在宅介護を重点に考えていますが、現実、特養への待機者は減りましたけれども、家族で見守るのは変わらないのではないかなと思っております。

要介護が低くても、自宅で暮らすのが難しい高齢者、いわゆる介護難民と言われる方々、家族の介護離職の増加が懸念されております。ただいまも御答弁いただきましたけれども、こういった要介護1、2の方については、どんな対応があるかお伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 要介護1、2の方で市内の特別養護老人ホーム4施設の入所待機者でございますけれども、平成26年度に286人お見えになられたところでございますが、今年度は6人ということになっております。これは先ほど申しましたとおり、入所基準が原則要介護度3以上になったことによりまして、特別な事情がある場合につきましては、特例で入所できるということになっております。

具体的には認知症や知的、精神障がいがありまして、日常生活に支障を来すような症状が頻繁に

見受けられること。深刻な虐待が疑われ、心身の安全・安心の確保が困難な状態にあること。また、単身世帯であるとか、同居の家族が高齢や病弱のために、家族の支援が期待できず、かつ地域での介護サービスの供給が不十分であること。こういったところが特例入所の条件ということになっております。

この特例入所でございますけれども、多くの自治体では、それぞれの施設で判定を行ってみえるわけでございますが、郡上市の場合は、行政と市内にございます4施設の代表者で構成をしております特例入所検討会というものを設置をいたしまして、個別審査をもって、より公平な判定に努めているところでございます。

ちなみに、平成27年度に特例入所の申し込みがあった方は14人で、このうち10人が対象と判定され、この10名の方のうち5名は既に入所につながっております。今年度の申し込み者は1人で、既に検討会を開催いたしまして、その判定によりまして特例入所の対象となっているところでございます。

以上です。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 国のほうで決めていただいたことでありますけれども、原則という言葉の中には、そういった介護1、2の方々も状況によっては含まれるということでもありますので、特例を重視していただければありがたいなと思っております。

介護認定者、介護者も含めて、配偶者や仕事を持った家族に大きな負担があるということでもありますので、高齢者の施設入所、自宅介護も含めて、今後も福祉施策を充実させていただきよう、よろしく願いをいたします。

次に、ヘルパー資格について質問をいたします。

2013年4月からホームヘルパー2級が介護職員初任者研修にかわり、この入門資格を機に実務者研修、そして実務経験、短大行く人は2年でありますけれども、実務経験3年で介護福祉士の国家試験がとれるということでもあります。こうしてキャリアアップして、施設でもやりがいを持たれ、どんどんペースアップしていくと聞いております。

また、その反面、介護者の在宅での生活介護、施設でも同じことだと思っておりますけれども、ストレス対処、ストレスがたまるといようなことで、どのように解決して、解消や介護負担も軽減していく必要があります、介護者を支援する仕組みづくりも必要と考えております。

こういったことで、介護資格を取得されても、介護の重さに負けてしまい、せっかく資格と取ったにもかかわらず、介護職をやめてしまう例もあると聞いております。

団塊の世代が後期高齢者になっていく現在、現状を踏まえ、市内の状況、今後有資格者を増員

していかなければならないと思っておりますが、対処の方法をお聞きいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 介護人材の確保についての御質問をいただきました。この問題は全国的な問題となっております、郡上市においても、その問題が表面化をしているというところは事実でございます。

介護職の不足の状況でございますけれども、市内の複数の事業所によっても異なりますけれども、一部の事業所にあっては、職員が確保できないといったことから、サービスがフル稼働できていない施設もあるように聞いてございます。

また、総体としまして、介護職の高年齢化が進んでおりまして、市内で勤務いただいてみえる専門職ですが、把握しておりますところによりますと、約700の方が市内で勤務をしておみえになります。このうち約半数の方が50歳以上というように、高年齢化が進行してきているという状況にもございます。

介護不足の要因につきましては、今ほど議員お示しのとおりでございますけれども、賃金が他の業種に比べまして低位なことであったり、介護の仕事は非常にきついといったイメージが広がっていることが上げられますけれども、市内では、先日の新聞記事にもございましたけれども、募集しても集まらないであるとか、新卒者の応募が公募したけれども、ないと、そういったところがございまして、非常にこの問題につきましては根深いところがあるというふうに認識をしております。

そこで、介護人材の確保にかかる対策でございますけれども、現在、国や県においても、その問題解決に向けた課題を解決するための優先課題というところに位置づけをされておりまして、さまざまな対策がとられているところでございます。

賃金アップにつきましては、平成27年度の介護報酬の改定におきまして、介護職員処遇改善加算が増額されたところでございますけれども、次期改定を前倒しをいたしまして、予定では来年度、さらなる増税を行うと、そんなところの見込みにもなっているところでございます。

また、子育てをする必要があることから、離職をされて、再度介護職、再就職を促す、そういったようなところから、これは県の制度でございますけれども、上限を20万円とする再就職準備金の貸し付け制度、この制度が今年度創設をされたほか、専門職であります介護福祉士であるとかヘルパー等の資格取得のための助成を拡大、拡充をしてみえるというところでございます。

そこで、郡上市でございますけれども、新たに介護職を目指す方や自宅で介護をする方を支援するために、介護職員初任者研修の費用の助成をこれまでも行ってきておりますけれども、今年度からは助成上限額を一律3万円、これはかかる費用の2分の1を上限とさせていただいておりますけれども、そういったところに制度拡充をさせていただいたところでございます。

現在、社会福祉協議会が実施をしている研修でございますが、昨年度、平成27年度は20人が受講されまして、このうち対象となる8名の方に助成を行いました。今年度は、この研修に17名の方が受講をされておみえになりまして、有効な助成制度を活用いただきたいというふうに考えております。

また、新たな人材確保の取り組みでございますけれども、介護職やる気アップ集会 in 郡上と銘打ちまして、市内の介護事業所で働く介護職員の方の交流の場を今月、ちょうど週末になりますけれども、今週末になります、12月10日に開催をすることとしております。

介護現場の現状や日ごろの思いを語り合っただきながら、介護職員の方々のモチベーションを高める、そんなところを狙いとしておりますけれども、市内の事業所から募りました実行委員会の方々にお力添えをいただきまして、現在、企画から実施に向けた準備を進めさせていただいているところでございます。

いずれにしましても、介護人材の確保につきましては、行政施策だけでは限界がございまして、市内の事業者やそこで働く方々との協働をもって取り組んでいくことが非常に重要なことであろうというふうに思ひまして、今回、12月10日に催しをさせていただき、こういったところが一つの起爆剤になれば、そんなところを期待しているところでございます。

以上です。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 御答弁ありがとうございました。事業所に勤めてみえる方々、そしてまた新しく、国の施策が自宅で見るとというのが原則ということでもありますので、新しく介護職員初任者研修で資格を取られる方々、いろいろあるかと思っておりますけれども、12月10日ですか、そういったことをやられるというようなことで、いろんな情報を交換することによって、悩みとか楽しみとか、そういったことを話し合いながら、持続していただくと、そういったことを市のほうでやっていただけるということでもありますので、本当にありがたいなと思っております。そういったことで、介護職の確保のために御尽力をお願いしたいと思っております。

次に、昨今、高齢者ドライバーの交通事故が毎日のようにマスコミで取り上げられております。こういったことを踏まえ、安倍首相は事故防止に向けた対策を進めるよう関係閣僚に指示し、認知症対策、また高齢者の移手段の確保など、社会全体で支える体制の整備を早急に進めていくということでもあります。

また、来年の3月に施行される道路交通法の中で、認知症の検査の義務づけ、臨時講習の必要性、場合によっては医師の診断等、改正するとのことでもあります。

現在の道交法では、75歳以上のドライバーは3年ごとの免許更新時に認知機能検査を受けること

になっていて、改正法では免許の更新時以外にも、信号無視や一時停止など、交通違反をした場合、臨時の検査が義務づけられるということでもあります。こういった国の道交法の改正により、高齢者の方々の事故が減少すればと願っております。

さて、9月定例会、田代議員の質問の中で、高齢者の運転免許証返納について質問をされました。市は、返納したとき、優遇制度として平成25年4月から、自主返納された65歳以上の方については、公共交通機関の利用料が2年間にわたり半額になる制度を設けているということでもあります。これにより事故が少しでも減少すればと願うものであります。

また、全国的にも事故防止にはいろんな制度を設け、事故防止策を図っていますが、私はこの運転経歴証明書によって、事故防止のためにも市としていろんなことが考えられないかなってなことを思っておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

尾村議員の御質問にございましたように、最近、とみに高齢者の運転者の原因による痛ましい交通事故というものが立て続けに起こっておるように思います。例えば高齢の女性の方が、旦那さんが高齢で入院をしておられて、その看病に行って、そのお帰り、多分疲れておられたんだろうと思いますが、その帰りに交通事故を起こされたと。若い男女の方々が犠牲になられたというような話があったり、あるいは小学生の列に車が突っ込んだりとか、いろんなことがございました。

こうした事故を見聞きするたびに、私も本当に痛ましい思いを禁じ得ないところであります。特に犠牲になられた方々に対する、本当に痛ましいという思いはもとよりであります。また加害者になられた高齢者にとっても、やむを得ない、みずから車を運転しなければならないような事情があったというようなことから感じますと、これまたそういうお立場にも同情を禁じ得ないというようなところがございます。

何とかしてこういう事故を防いでいかなければいけないというふうに思っておりますが、その方法は、そういう可能性のある高齢者が運転をやめるということ。しかし、やめるということについては、代替の交通手段というもの、費用面においても、あるいは手段的にも、それを確保してあげなければならないと。たちまち移動難民ということになってしまいますので、そういうことであろうかと思えます。

御指摘のように郡上市におきましても、65歳以上の高齢者に対する、自信のない方には免許を返納していただいて、安全を図っていただくと。そのかわり公共交通については、長良川鉄道、白鳥交通、八幡観光バス等については、2年間、半額と、こういう優遇措置をしているということでもあります。

これについては十分その制度の周知が徹底をしていないということと、それからまた実際に返納

された方についても、この前、田代議員とのやりとりの中にもございましたが、なかなかそれを活用しておられる方が少ないということもございました。

今後ともこうした制度があることについては、十分周知をしていきたいと思ひますし、また半額措置が肝心の郡上市の自主交通バス路線については、うっかり抜けておったということがございますので、これはできるだけ早く、そうしたことは対象優遇措置をきちんと市もみずから備えていかなければいけないというふうに思っております。

それからもう一つは、安全に運転をしていただくということだと思ひます。これにつきましては、これまでも高齢者の交通安全運転については、いろいろと高齢者の交通安全大学校というような形で、教習所でそういった安全運転講習を受けていただくと。これを順次、郡上市内も地区ごとにやっておりますが、こうしたことを今後もしっかり続けていかなければいけないと思ひますし、また、日ごろ、ハンドルを握られる高齢者の皆さんに安全運転の自覚と申しますか、そういうことを、例えばシニアクラブの集まり等を通じて徹底をしていくということが必要だと思ひますし、また家族の配慮、あるいは地域における配慮、こういったことも必要だろうと思ひます。

先ほどの、高齢になられて免許証を返納されるということであれば、当然、まず第一義的には、例えば移動の手段については、御家族のある方は、家族が思いやりを持って、そういうカバーをしてあげると申すようなことが必要ですし、あるいは郡上市内には、高齢者ばかりの世帯、あるいは独居の高齢者もいらっしゃるわけですから、そういう意味では現在、明宝や、あるいは石徹白でNPO法人の方がいわばそうした方の需要に応じて、無料で輸送をしておられると、こういう支え合いの仕組みをきちっとつくっていくことが必要であろうかというふうに思ひます。

また、今よく報道されておりますように、急激にブレーキと間違えてアクセルを踏み込んだときには発進をしないというような、自動車の設備と申しますか、安全運転機能の中にも、これからはそういった点は充実されてくるのではないかと申ひますが、あれやこれやの対応策を講じながら、高齢者も、かく申しておる私なども、すぐそういう状態になるわけであり申すので、そういうことを真剣に郡上市としても取り組んでいかなければいけないと思ひます。

当面、警察署、それから高齢福祉の団体とか、交通安全協会であるとか、公共交通をつかさどっております、いろんな事業者であるとか、そういった方々に集まっていただいて、対策会議というようなものを開いて、そしていま一度、そういうことについてきちっと対応するような措置を講じてまいりたいというふうに思ひます。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。ただいま市長さんのほうから御答弁をいただきました。自分の年っていうのは、自分ではわからない。いつまでも若いつもりでおる。例えば100

歳になっても100歳だとは思われん、それが人間ではないかなってというようなことを思っております。免許を返納するという事は、本人にとっては、ややもすると若さをとられる、そういった気持ちになろうかと思っております。

先般もテレビでやっておりましたけれども、高齢者対策の中で、きょうび、今、自動運転の車ができつつあるということでもあります。将来、先の話でございますけれども、そういった車を例えば道の駅なり、振興事務所なり置いといて、病院行くときは、電話をかければ、それが来てくれる。そういった時代もいずれ来るとは思いますけれども、現時点ではいろんな事故等が起きております。

そういったことで、今市長さんの答弁のように、各種団体、また警察等とも連携を図りながら、対策を講じていただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

最後に、高齢者の福祉対策の中で、人間社会の中で人と人とのつながりを大切に生きていく。また、生きていくには、食することが大切である。いずれにしても、多岐にわたりますので、生きがいづくり、支援策として、どのようなことをやっているか、お聞きをいたします。

さて、福井県の勝山市では、「ケア・ブレイクかっちゃま」と銘打って、福祉施策として、いろんな取り組みを行っています。その一例として、世の中、大半の人が農業をやってきた。今では畑づくりをしている。今までできた作物を、家族はもちろん、近所にも分けてやり、親戚にもあげることで喜びを感じ満足してきた。

その中で、今はそういった作物も、どこでも手に入る。子どもたちも少なくなり、近所の人も少なくなってきたから、作物ができて食べてくれる人がいなくなった。運ぶ足のある人は、朝市まで持っていけるが、足のない人はつくってもどうしようもない。しかし、できた作物は、今までつくってきた経験があって、とてもおいしい。

ここで何が言いたいのでしょうか。食べてもらえるということに喜びがあれば、満足な生きがいになるということではないでしょうか。こういったことにサポートできる市になれば、おのずと人間として一生を終えるとき、生きがいを感じる。こういった取り組みを勝山市では行っています。

これはほんの一例であります、市としての考えをお伺いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

高齢者の方々にとりまして生きがいを感じられる機会を得ることは、非常に重要なことと考えております。市民へのアンケート調査というものを通じまして、その動向について市のほうとしても着目しているところでございますけれども、平成26年度に実施をいたしました高齢者日常生活圏域ニーズ調査、この結果によりますと、家庭以外で生きがいを感じることは何かという問いに対して、友人や近所の方とのつき合いが51.7%と最も多く、次いで働くこと、37.3%、趣味の活動と

いうところが29.2%となっております。

こうしたことから、高齢期におきましては、議員お示しのとおり、地域社会とのかかわりの中で、これまで培ってみえました知識であるとか経験、こういったところを生かす機会をふやしていくというところが、非常に大切なことであると認識をしております。

そこで、郡上市における主な支援策というものでございますけれども、人とのかかわりや仲間づくりの機会として、シニアクラブの活動の支援、そういったところを行っておるほか、特に働くという部分におきましては、労働を通じて高齢者の能力を発揮する機会といたしまして、シルバー人材センター、こちらのほうにも支援をさせていただいております。

また、市内には、さまざまな分野で活動してみえるボランティア活動というものがございまして、数多くの団体が今活動しておみえになるわけでございますけれども、社会福祉協議会のほうでは40を超えるボランティア団体の連携、連帯を深めるというところで、ボランティア連絡会、こういったところにも支援をさせていただいているところでございます。

とりわけ、今後、特に力を入れていきたい分野でございますけれども、地域における、広範な市場でございますので、地域が支え合う活動、そんなところを特に大切にしていきたいというふうに思っております。元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支えることは、御自身の価値を実感できまして、生きがいがづくりにもつながると、そんなところを考えております。

市におきましては、平成29年度、まだ予定でございますけれども、生活支援コーディネーター、これは地域支え合い推進員の設置というものでございますが、こういったものにあわせて生活支援活動の推進協議体、こういった体制についても運営を考えているところでございます。

こういった体制整備の中で、担い手の掘り起こしであったり、市民の支え合い活動、こういったものの開発を進めまして、高齢者の方々の生きがいがづくりの場をふやしていきたい、そんなような思いを持ってございます。

現在、平成30年度からの第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けまして、先ほど申しました高齢者日常生活圏域ニーズ調査、この調査の実施に既に着手しているところでございまして、この調査におきましても、高齢者の生きがいに関する傾向を把握することで、具体的かつまた有効な施策推進につなげてまいりたいということを思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。ただいま御答弁いただきました。市民のアンケート調査、またニーズ調査等をしていただき、高齢者の思い等々をお聞きしていただき、今後に備えていただきたいと思います。思っております。

私は、誰もが通っていく道であります。高齢者の生きがい、さきに申し上げましたけれども、人間社会、これでよいということは一口では言いあらわすことができませんけれども、私は交流や趣味活動と並んで、働くことが一番重要なことと位置づけております。

高齢者の方々が地域において経験や知識を生かし、活動を展開できるような支援が重要と考えます。こうした活動は、高齢者個人の心身両面における健康の保持に有効であり、ひいては近隣の住民との結びつきを強め、地域全体の活性化につながることを考えます。

それには、ただいま御答弁いただきました生活支援事業が必要不可欠と思います。今後も介護支援を含め、高齢者への福祉の支援をよろしく願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時42分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 清 水 正 照 君

○議長（渡辺友三君） 12番 清水正照君の質問を許可いたします。

12番 清水正照君。

○12番（清水正照君） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従って質問をいたしたいと思っております。よろしく願いをいたします。

多くの議員の方から、観光振興については質問が出ておりますが、通告しておりますので、それに沿って質問をいたしたいと思っております。

観光振興事業の進捗状況と今後の課題ということでお伺いをいたします。

その事業の中でも、今年度、当初予算でも組まれております観光連盟組織強化事業という形で、観光連盟事業の拡大や旧町村ごとにある7つの協会との連携、協力体制の充実を図るため、専任の職員を雇用し、観光資源が点在しており、連携の取れていない点などの課題解決のために、その業務に当たっていただいております。

この半年間が過ぎようとしておりますが、その間に取り組んできたこと、またそうした目的達成のためにどのようにあるか、その進捗状況とその成果についてお伺いをいたしたいと思っておりますし、あわせて専任の職員を雇用しての取り組み、また観光客の誘致の現状を踏まえて、今後、基幹産業と位置づけている観光関連産業の一層の発展のため、観光客の誘致等を戦略的に行うための体制整

備、そうしたことについてどのように考えておられるのか、商工観光部長にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 清水正照君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えを申し上げます。

観光連盟の事務局につきましては、合併以来、市の観光課の職員が兼務で担当をずっとしてまいりました。ですので、いわゆる観光連盟のプロバ職員の確保というのは長年の懸案でありまして、これが今年度、組織強化事業費をお認めいただきましたので、大変感謝するとともに、職員の手配ということで、公募によりまして観光連盟の職員を募集しましたところ、7名の応募がありました。ことしの春に面接を行いまして、今は白鳥在住の女性職員の方を採用しまして、勤務をしております。

採用依頼8カ月が経過しましたが、その職員の方には観光連盟の業務全般を今、経験してもらっていると、そういう最中がございます。

具体的には、春から秋への国内の各種キャンペーンに、実際に行ってもらっております。また、海外におきましても、台湾へのセールス出張を2回、参加してもらっております。また、台湾を中心に、各国からインバウンド、いわゆる予約のお客様のファックスが事務所のほう、入りますけれども、そのファックスに基づいて郡上市内の観光施設の予約、これ、ランドオペレーターという仕事になりますけれども、そういったものも実際、日々、やってもらっておりますし、また、観光連盟全体の通常業務としまして、会計事務及び会議等の開催、そういった一般事務も経験させておると、そんなところでございます。

そして、観光連盟のホームページ見ていただきますと、新しくその女性の方に今、ガイド役としてホームページにも登場してもらっていると、そんなこともございます。

観光連盟の業務は、なかなか事務局業務は幅広く、全体に精通するには時間もかかりますので、今はまず最初、一通り経験を積んでもらっていると、そういう段階でございます。

また、少し話、変わりますけれども、平成30年には郡上市産業振興拠点、仮称でございますけれども、これが完成予定でありまして、観光連盟もその拠点に入居の予定をしておりますけれども、これを契機にして観光連盟のいわゆる組織の見直しも今、検討しております。

そういう意味でも、事務局の重要性はますます高まってまいります。組織の総合力のアップができますよう、事務局体制も十分に整えていきたい、そのように考えてございます。

以上です。

(12番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） この設置目的、雇用の目的としまして、やはりその観光連盟事業の拡大もそうですが、先ほど来、観光連盟と7つのそれぞれの協会との関係性ということも話題に上がっておるわけですが、やはりその観光連盟と7つの観光協会がどういうふうにタッグを組んで、この郡上市をPRしていくかということも、非常に大きな問題じゃないかなということを思います。

個人的には、そういった連携、協力体制を構築するための専任の職員であって、やはりそれは今まででも海外というか、対外的には観光連盟が中心になって本当に誘客やPR等をしとっていただく。このことはこのことで大切でありますけども、やはり受け入れる側としての体制整備というのは、非常に大事ではないかなと思います。

そういった中で、専任の職員、今までの観光課の職員と変わって、専任にその業務に当たっていただける職員を配置できたということは、大きなことだというふうに思います。それによって、観光がなかなか目に見えてこうなったということは出てこないかもしれませんが、やはり郡上市としての基盤を整備することも非常に大事ではないかなと思いますので、今後の体制についてもそういったことを取り入れながら、強化をしていただきたいと思いますし、市長にお考えをいたしたいと思いますが。

郡上市は良好な自然環境や歴史・文化など、多くの観光資源に恵まれた県下でも有数の観光地というような認識を、郡上市としては持つておるということですが、そういった中で、観光振興に取り組んでいただいておりますけども、やはり現状を打破するような、そういった、今言いましたような体制であるとか、その事務局の体制であるとか、協力体制であるとか、そういったことも踏まえながら、さらに発展を目指すということが必要ではないかというふうに思います。

これは総合戦略の基本的な考え方の中にも示されておりますけれども、国の人的支援制度などの活用によりということを書いてありますが、やはり外部の人材の登用をしながら、また違った観点、客観的な視点での郡上の観光資源の掘り起こし、そういったことも大切ではないかと思いますが、そういった事業展開をする必要があるんじゃないかと思いますが、市長のお考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 先ほど上田議員の御質問にもお答えをしましたように、郡上市としては、この観光施策、大切な施策の柱として進めていきたいというふうに思っております。

今後の当面の、やはり郡上市の観光振興の課題というのを見てみますと、先ほど来申し上げておりますように、大変たくさんいい資源があるわけですが、必ずしもこれを十分生かし切れていないというか、連携を取って、束ねて、外へ売り出せていないという点があると思います。そういう広域的ないろんなコースの造成であるとか、観光コースの造成であるとか、魅力を全体とし

て売り出していくということを考えていかなければいけないというふうに思ってますし、それから、また、郡上市の観光というものの強みというのは何だろうか。いいところですね。そういうところもしっかり見極めながら、例えば、ある方が、高山の方が郡上市へ来てみて、非常にアクティブな観光資源が多いと。体験型とかですね、そういうふうなものを売り出されたらいいんじゃないでしょうかというようなお話をされたことがあります、そういう点をよく見極めていくということ。

そして、また郡上市が情報発信の力を強めていくというようなこと、そして宿泊施設、交通手段、それからWi-Fiを初めとしたそういう、訪れてくださった方に対する情報環境であるとか、そのほか、案内板・表示板、こういうものも必ずしも外国の方に十分対応していないという点がござります。あるいは観光客の皆さんをおもてなしをしたり、あるいは外国語で対応したりというような十分なそういう能力、人材育成であるとか、そしてまたこうした郡上の観光をどうやって推進していったらいいかというような政策形成・推進体制、こういったようなものがさまざまなことが課題となってるというふうに思います。

そういうことで、先ほども申し上げましたように、市のほうの体制も横断的な、総合的な体制というものを来年度へ向けて整備をしていきたいというふうに考えておりますし、先ほど申し上げましたように、観光連盟と観光協会のあり方というものについても、今後、強力に対外的にも打って出られるようなこと、まずは観光協会さん、それから観光連盟の問題でありますので、私たちが、行政が一方向的に押しつけるということじゃなくて、よく話し合っていて、今後の体制を整えていかなければいけないというふうに思っております。

それから、もう1つ、御指摘にありましたように、観光というのは、やはり非常に大切なのは、外の目と言いますか、あるいは観光客自身が何を求めになっているかということ、やはり察知をして、そしてそれにあった対応を取っていくということが必要だと思います。よくマーケットアウトという言葉と、マーケットインという言葉を申しますけれども、我々が自分のほうでひとりよがりになって、これがいいですよとって押しつける、売り出すということ。これも自信を持っていろんなもの、いいものを売り出すということも大事でありますけれども、いろいろと郡上へ来て下さる皆さんが、何を求めて来られるのだろうかという、そしてそういう求めに対応するという、そうしたマーケットインという考え方、こういったものをやはり観光としては、施策としては考えていかなければいけないというふうに思っております。

そういう意味で、御指摘のように、外の目と言いますが、そうした知恵、あるいは指摘、アドバイス、こうしたものをいただいて、やはり活用して、郡上の観光施策を進めていかなければいけないというふうに思ってます。

地方創生総合戦略の中に、国の各省庁であるとか、その他の各種団体の人材を、例えば2年とか、3年とか、地方自治体へ派遣しますよという制度がござります。これについては、私は、これにつ

いては制度的には一長一短がございますので、そういう形で固定的な職員の方の派遣を要請するという事は、現在のところはしておりませんが、さっきも言いましたように、できるだけ外部の人のいろんな知恵や何かをお借りをするということは、今後、積極的に進めていきたいというふうに思っております。

ただいま申し上げましたように、そういう意味で、郡上市の観光、従来からのずっとこれがいいという形で、ただただ押し出すということではなくて、やはり、今、何を皆さんが求めておられるかというようなことを考えて、それは施設・設備等の問題もそうでしょうし、いろいろ何を楽しんでもらうかという形の観光商品づくりといったようなこともそうだろうと思えますけれども、そんなことにこの郡上市の観光関連の皆様方とともに取り組んでいきたいというふうに思えます。

そういう中で、この観光というのは、先ほども申し上げましたように、商工会のメンバーと、いわゆる商工・観光というのは密接に結びついておりますので、先ほど申し上げましたように、産業振興支援センター等のソフトの政策とも十分絡ませながら進めていきたいというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） ありがとうございます。質問に対して本当にありがたいお答えをいただいたのかなというふうに思いますし、やはり観光関連産業の郡上市にとっての位置づけと言いますか、やはりこれが今後の基幹産業であるというような観点に立ったときに、やはり市民総ぐるみで、やはりこうしたことに対してチャレンジと言いますか、取り組んでいく必要があるのではないかなということを思います。

そこで、やはりリーダーシップを取っていただくのは市であって、やはりそういった、先ほど言われた産業振興拠点、そのセンターができて、それ、各種団体の方々のいろんないい知恵を結集してということもあろうかと思えますけれども、そういった面でのリーダーシップはお取りいただいて、この基幹産業と位置づけであるこの観光について、より一層の発展を目指していただければということをお思いますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

ちょっと、次の質問もそういった意味での関連性もあるのかもしれませんが、庁内戦略室の設置ということにつきまして、お伺いをいたしたいと思えます。これは、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略の重点的取り組みの中に、雇用対策・観光対策に特化して戦略的な事業を推進するための部署を庁内に設置しますというふうに明記をされております。平成27年から7年度から5年間の計画であり、既に戦略室を設けて進められていることと思えますけれども、特化して進めるということは必要だというふうに思えます。

今、お話しましたような形の中でも、それに特化して進めることが必要だとは思いますが、産

業・雇用の一分野としての雇用対策・観光対策に限らず、総合計画の分野別の7つの10項目がありますが、産業雇用・環境防災・社会基盤・健康福祉・教育文化・人づくり・自治まちづくり・地域振興・行財政運営というふうに7つの項目がありますが、それに関係する戦略室も設置して、いつもこう、お話が出ておりますけども、部署間の、それぞれの部署間の連携を取りながら、将来を見据えた事業推進に取り組むことが必要じゃないかなということを思います。

計画・事業推進に当たっては、それぞれの分野に精通した、また見識のある市民からのいろんな意見を聞くなどして、計画に反映していく、そんな仕組みづくりもしていただきながら、官民協同・市民協働の視点から、今後より一層そういったことも必要ではないかなということとありますが、市長のお考えをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、私もそのような必要性を感じております。

今回、3期目の市政に臨むに当たっての一つの考え方の柱が、郡上市が都市自治体としての能力というものをきちっと、この4年間につくっていきたいということをいろんなところで申し上げておりますけれども、それはやはり郡上市という、合併した都市が一つの市政、都市行政にふさわしい力をつけるということが必要だろうと思います。そういうものの中で、この市役所の体制・組織のあり方というのも非常に大事な課題であるというふうには思っております。

そういう中で、地方創生総合戦略に位置づけられたそういう雇用とか観光というようなものについていわゆる戦略室と言いますか、そういうようなものを何らかの形で整備をしたいということは、まず喫緊の課題として考えていきたいというふうには思っておりますが、ただ、いつも申し上げておりますように、先ほど7つの分野にわたっての戦略室を設けたらどうかというお話もございしますが、組織を運営していく中であって、職員のいろんな仕事をしていく上での、やはり円滑に仕事ができるようにということのためには、例えば同じような課題で、屋上屋を架すような組織をつくったり、所管がわからなくなって、お互いに積極的な縄張り争いならいいんですが、消極的な押しつけあいの縄張り争いになったりというようなことが、往々にして役所の組織には起きるものでありますので、そうした点は十分に気をつけてやらないといけないというふうに思っております。

もともと、市長公室という室があって、これは、名前は市長公室ということですが、本質は戦略室なんです。地方創生の総合戦略もつくりましたし、郡上市の総合計画の2次計画もつくりました。こういう全庁を束ねていく組織が既にあるわけですから、あまり屋上屋という形、またこれとは別に、また総合戦略室をつくりましたとか、そういうことでは、職員がやはり円滑に仕事をしていけないというふうに思っておりますので、基本はこの前もそういう議論のとき、申し上げましたが、

今年度はその市長公室に従来は企画課長と言っていた職を、市長公室の次長兼企画課長ということで、まさに地方創生総合戦略と、それから総合計画の推進の要として据えておりますので、ただ、そうしたいろんな機能が十分に果たされているかどうかということは、いろんな意味で点検をしながら進めていく必要があると思いますが、私は基本的にはそういう考え方を持っておりますので、今回、また雇用と観光については総合戦略室をつくり、また、ほかのものについてまた戦略室をつくるというような組織対応はする必要はないだろうというふうに思っています。

ただ、雇用とか観光は今、喫緊の課題ですので、先ほど申し上げたように、何らかの全庁的な体制を整備し、そういうものの中に事務局機能的なものを置く職員をある程度配置をするということは大変だろうと思いますが、いずれにしろ、そういうことで、職員もお互いに働きやすいように、そして能力を発揮できるような、そんな体制をこれからも不断の努力を重ねてつくっていきたいというふうに考えております。

(12番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） ありがとうございます。

この地方創生の総合戦略、昨年10月に策定ということで、1年ほどが経過をしておるわけですが、その5年間の計画であるという、それは続くんでしょうけども、やはりそういった、この中であって、どのような体制づくりを進めていくかということも、非常に大事ではないかなと。できなかったから、また戦略室というような形ではなしに、やはりこの喫緊の課題についてやはりその取り組みを早く取り組んでいただくということによって、やはりまた効果が出てくるんじゃないかなということを思いますので、よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

それでは、次に、レクリエーションの普及と大会の開催についてということで、質問をいたしたいと思います。

ことし、9月23日から25日の3日間にかけて、第70回全国レクリエーション大会が「清流に 楽しさ 笑顔 夢いっぱい」の大会スローガンで、岐阜県内各地において38種目の競技が開催され、郡上市においてはグラウンドゴルフ・日本民謡・ディスクゴルフの3種目が開催をされました。白鳥踊りの発祥祭の当日、7月の16日に、誰もが明るく健康で心豊かに暮らし、笑顔あふれる生活の実現を目指し、市民一人一人が楽しめるレクリエーション活動やスポーツの普及を進めていくことを宣言します、とのレクリエーション推進宣言が行われました。

いつでも、どこでも、いつまでもできる軽スポーツとして、レクリエーション要素を大切に、これまで運動やスポーツに親しむことのなかった人、苦手意識のある人、障がいのある人や子どもから高齢者まで、多くの方が活動できる場として、こうした大会の機会を捉え、レクリエーションのより一層の普及拡大が大切だというふうに思います。

38種目の中には、市内においても既にそれぞれの団体や愛好家のグループなどで活動してみえる種目も多くあると思いますが、現在のレクリエーションの取り組み状況と今後、レクリエーション大会、市民レクリエーション大会を開催することについて、教育次長にお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、お答えをいたしたいと思えます。

まず、前段にございました本市ではレクリエーション協会が主体となって、さまざまなレクリエーション教室を開催したり、各種目団体がみずから主催をしております。

教育施設を利用いたしました取り組みは、市内全域では7種目でございます。54団体、構成員は858人が活動しております。

具体的な種目といたしましては、3B体操、フォークダンス、グラウンドゴルフ、ソフトバレーボール、ターゲットバードゴルフ、ペタンク、スクエアダンスなどが、これらがサークル活動として確立をしております。

また、それぞれこのレクリエーション団体に対しては、例えばノルディックポール、あるいはスポーツ吹き矢の備品などの貸し出しといったようなことも行っております。

また、こういったサークル活動に参加されていない方に対しましては、スポーツ推進委員会が公民館の事業と連携をいたしまして、レクリエーション活動に取り組んでおります。

後段の御質問でございますが、市民レクリエーション大会ということでございますけれども、現在のところは想定してございませんが、岐阜県におきましては、平成29年9月ごろに、これはまだ仮称でございますが、岐阜県レクリエーション大会の開催を予定されておまして、現在、各種目の団体へ意向調査が行われておるということでございますので、本市といたしましても、この仮称でございます岐阜県レクリエーション大会の開催に当たりまして、さまざまな形で協力をして、郡上市におきますレクリエーションの普及に努めていきたいというふうに考えております。

なお、今回の第70回全国レクリエーション大会の中で、特にひるがの高原におきましては、フライングディスク、ディスクゴルフが行われまして、この中の日本フライングディスク協会の会長が来場されまして、非常にその自然環境の豊かな中で、こういうレクリエーションができるといったようなことで、お褒めの言葉をいただきまして、こういった種目を中心に、今後の普及に、種目別では今後のこういう普及につなげていきたいというふうに考えております。

(12番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） 私も今ほどありました、ひるがの高原コキアパークで開催されましたディ

スクゴルフ大会に参加をさせていただきました。開会式とちょっとした試技をさせていただきましたけども、今ほど言われましたように、本当に会場としても、環境としてもすばらしい環境でのディスクゴルフができるということで、大いに、これからの普及をというようなことで、今言われました協会の関係の方が言ってみえました。それとあわせて、岐阜県の関係の方もそこでの開催を試みるというようなこともお伺いいたしましたけれども、そういった環境的にはすばらしい、この郡上市に環境があるということで、やはりそういったスポーツ、レクリエーションに親しんでいただくことが非常に大事だということを思いますし、今ほどもいろんな種目において、レクリエーション協会中心となって、取り組んでみえるということですが、それと、これにつきましても、やはり大会を1日、2日で大会をまとめてやるってということが、それは最終的な目的ではないかもしれませんが。けれども、やはりそういった、皆さんに意識づけをしていただく中でも、市を挙げて取り組んでいただくことが必要かなと思います。

郡上市も一市民スポーツということで推進をしております。今ほどありましたように、県においてもオール岐阜というようなことで、レクリエーション大会の開催の計画を予定をされておるようですが、やはりそういったことにいち早く積極的に手を挙げていただいて、取り組みをしていただければということをお思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、最後に、来年度の予算編成について、お伺いをいたしたいと思います。

第2次総合計画の審議会からの答申に、総括事項といたしまして、本計画を市民にわかりやすく伝えること、市民主体のまちづくりを推進すること、人口減少対策に積極的に取り組むこと、効果的な政策の実施に努めることの4項目が明記をされております。

来年度10年目を迎えます日置市政。第1次総合計画では、みんなでつくる郡上～人と自然が調和した交流文化のまち～。また、第2次総合計画では、みんなで考え、みんなでつくる郡上を基本理念のもと、郡上市の将来像を見据えながら取り組んでこられた9年間だったというふうに思います。

人口減少が及ぼす各分野にわたっての影響や、基本理念にあります、みんなで考え、みんなでつくる、市民主体のまちづくりなど課題が山積する中、効果的な政策をどのように実施されるのか、来年の予算編成に向けてのお考えを伺いたいと思います。市長さん、よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 現在、平成29年度の予算編成政策づくりについていろいろ作業をしてるところであります。これまでに各部局で今、来年度の課題としてどんなことを考えてるかということ、一応のヒアリングはしたところでもありますけれども、今後、これから本格的に今議会の皆様のいろんな御提案や御意見等も踏まえながら考えていきたいというふうに思っております。

先ほどもいわゆる戦略室というようなことでの話がございましたけども、既に地方創生等については今、例えば今年度の予算化されております、いわゆるコンソーシアム構想というような、通年で労働雇用を確保する方策はどうしたらいいとか、それから郡上の強みであるアウトドアスポーツ等の関係でのインストラクターを養成するための課題と、これも大分今、課題を関係者で検討しておっていただく中で、いろいろな課題の捉え方については、もう少し角度を広く捉えたらどうかというようなことで進んでおりますが、いずれにしましても、そういう個別のプロジェクトについては既に市民の皆様を巻き込んで、いろいろと検討を進めているところであります。

それから、今、御指摘のように、今回の郡上市のこれからの市のつくり方というものが、みんなで考えるところがあると。これをどう具現化していくかということでございますけれども、これについてもできるだけ市民の皆さんの御意見をお伺いしながら、知恵をいただきながら、やっていこうということで、例えば、その具体例は、今回の郡上市清流長良川等保全条例でございます。この保全条例の作成に当たりましては、随分短時間で御無理をお願いしましたがけれども、それでも市民の皆様、約11名だったかと思いますが、そうした委員の皆様と、それから岐阜経済大学の森先生という先生をアドバイザーに、条例をどういったものをつくったらどうかというようなことで、本当に何回も御意見を出していただきながら、事務局が苦勞してまとめてくれたものでありますけれども、そういうものの中には、やはり今回の清流長良川の鮎という農業遺産認定を受けて、郡上の清流をみんなで、どうやって守っていくかと、そのための一つの基本理念になるような条例は以下にあるべきかということ随分議論をしていただいてまとめたものでございます。そういうものが、やはり私がみんなで考えという市政の一つの進め方ではないかというふうに思っています。

また、偕楽園等についても今後のあり方というようなことでは、住民の、市民の皆さんに忌憚のない将来構想委員会というような形で、御意見をいただいたりいたしました。そのような形で、みんな考えということを進めていきたいと思っておりますし、また、これからの地域地域のいろいろな市民の皆様が自立的・自発的に地域課題を捉えながら進めていくということについては、非常にまだ地味ではありますが、地域協議会の活動というようなものに、新しく何らかの活動のための財政的なサポート等も考えながら、展開を図っていければというようなことも考えております。

いずれにしましても、今回の議会ですべての問題になっておりますような、観光であるとか、雇用であるとか、郡上市が、やはり元気になるようなことを積極的に打ち出しながら、そして、また来年度は今、かかっておりますいろんな施設の整備とか、そういったハードの整備もかなり重点的にやっていかなければいけないというふうに思っていますので、思い切った予算を組んで、新しい年度へ望みたいというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） ありがとうございます。

以前に2回、議員と市民のずれの構造というようなこと、あるんですけども、やはり今、言われた、市民が主体的に取り組もうとしたときに、やはりそのなかなか行政に助けてもらえないとかいうようなことがあるとは聞きますけれども、やはりその市として、郡上市がどういうことに向かっているかという、やはりその姿勢を市民の方にも理解をさせていただいて、市民と行政との市民感覚とのずれがないような形の中で、やはり行政を進めていただく、市政を進めていただくことも非常に大事じゃないかなということを思います。

私たちが議員と市民感覚のずれについては、やはり今後もいろんな面で勉強しながら、そういった解消に努めていかなければなりませんけれども、やはり市の進む道と、市民感覚のずれも、市長の市政、行政の施策によって、そういったずれが解消されるような、積極的なそういう政策を打ち出して、郡上市はこういうふうに向かっているんだということも打ち出していればということだと思いますので、最後に、そういったお願いを申し上げながら、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（渡辺友三君） 以上で、清水正照君の質問を終了いたします。

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、17番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 17番 清水敏夫であります。議長から発言のお許しをいただきましたので、質問の趣旨に沿いながら、通告に沿いながら、質問させていただきたいと思いますが。

けさ、ちょっと新聞を、出るときに見てきましたら、多くを読み、多くを考えて、少し語りて成功ありという言葉が書いてありましたので、多くを語らずしていい回答を得られるように、これはそういうお示しなんやなと思って見てきましたが。今回は既に今、清水正照議員のほうから、来年度の予算編成ということで、大きくテーマで取り上げられて、市長のほうからもう既に思い切った予算を組みたいと、こういうお話でございましたので、もう私が出る幕はきょうはないなというふうなことを思いましたが、たった1つだけ今回、出させていただいたもんですから、タイトルは平成29年度当初予算編成の方針はということで、歳入予算と歳出予算ということに上げさせていただいて、出させていただいたもんですから、感ずるところで、また市長のもう少しお考えがお聞きできればと、執行部のお考えをお聞きできればというふうに思いますので、よろしくお聞きしたいというふうに思います。

まず、歳入ということでございますが、いつもそのことを自分も話題にしようという気がいたし

ますけれども、合併をしまして、いよいよ12年目入りまして、あと3年間と、13年目に入るわけですが、実は地方交付税が10年目から段階的な削減がされてきて、今、既におると思いますし、それにあわせて既に御承知のように、合併特例債というものが29、30年度で終了というふうな、発行も終了というふうな状況でございます。今回の質問で、山川直保議員のほうからも、合併特例債についての活用ということについての提案がございましたが、自分としまして、やはりこれを踏まえた中で、今後、5年くらいのやっぱり見通しの中で、歳入を、交付税の削減と、それから合特債の終了を控え、その後に含めてどんな規模でどんなことがこれから5年間の中でできるのかなというふうなことを常々思っておりますので、きょう、その歳入面につきまして、合併特例債のことも含めまして、お聞きをしておきたいと思っておりますし、あわせて、もう2年間で合特債は終るということで、確か25億円の歳入、起債の限度額は25億円と、定めておるというふうなことでございますので、そこで辺地・過疎等を差し引きますと、やはり十七、八億ぐらいになるんですかね。結局、残りが20億円を切るとは思いますけれども、このままでいくと合特債が十分、100%活用するという状況では、どうもないようにお聞きをしましたきらいもございまして、その辺につきまして、まずは29年度予算から始まって、あとどのくらいの規模で財政計画をお立てであろうかということ、担当部長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君の質問に答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、まず初めに29年度の歳入予算につきまして、今、考えていることを申し述べたいと思います。

やはり、既にその作業に入っているわけでありまして、今後のこの普通交付税の見込み、あるいはただいま言われましたように、これからの建設事業というものをしっかり見極めながら、合併特例債などの建設地方債の発行予定額、こういうものを設定して、予算規模を定めていこうと、こういうことを今、しておるわけですが、平成28年度の当初の一般会計ですが、予算規模は279億円でございます。

今後は普通交付税が一本算定となって、現在、その過程にあつて、年々縮減をしておるわけですが、一本算定となる平成31年度、そこへと向けまして、徐々に予算規模を縮小をせざるを得ないというふうな状況の中でございます。

現在の計画では、平成31年度の歳入予算を272億円程度と想定をしております。

また、平成31年度以降につきましても、普通交付税の動きにあわせた予算規模とするために、少し先のことにはなりますけれども、財政シミュレーション、これを細かく精査しておるわけですが、5年後の平成33年度には260億円程度になるというふうなことを見込んでおります。

こうした想定をした上での、平成29年度当初予算編成ということになりますけれども、経常的な

経費の縮小を図りつつも、既に継続事業としては（仮称）北部斎場建設、あるいは歴史資料文化財収集収蔵庫の建設、それから防災行政無線、まん真ん中広場の改修等と、5億円規模の大きなこうした建設事業の予定が今、実は軒並みでございます。そうしたものを含めていく、しっかりとそれに向かっていくということで、予算規模につきましては平成28年度当初予算と同程度の280億円前後になるものと、今、想定をしておるところでございます。

それでは、これからの普通交付税と合併特例債の関係でございますけれども、今後、平成31年度までに毎年度、おおむねこれ、3億5,000万円程度は減少すると、こういうふうに見込んでおります。平成31年度の一本算定におきましては110億円、これは交付税ですね、普通交付税が110億円前後になると今、見込んでおります。

その後は平成32年度以降に行われます国勢調査がありますので、そこでの人口の減少をさらに見積もってみますと、102億円程度でその後は推移するのではないかとということを見ております。

参考に、この合併特例債の縮減開始前の平成25年度決算と比較しますと、24億円程度の減少になっていくと、こういうふうな見込みでございます。

合併特例債につきましては、発行可能額の残額は現時点で先般お話ししました49億円残っているということでございまして、これを活用できる年は29年、30年度ということであります。

平成29、30年度の建設地方債の発行額につきましては、先ほど清水議員が御指摘のとおりで、全体としてのこの地債というものは25億円、そして、その中で今の合併特例債につきましては15億円、16億円ということになりますから、このシミュレーションでいけば、発行可能額に対して平成30年度が終わったところで、15億から20億円残るというふうな、これ、事務的なシミュレーションでございます。

しかし、市長もこれをできるだけ有利に、必要なことということでございまして、例えば、手法としましては、最終年度に残額を含めた30億円程度を予算計上しまして、そしてその一部を繰り越して平成31年度に借り入れるということで、発行可能額の全てを平準化して、そしてこれを活用するというのも手法としてはあるというふうなことを考えておりまして、有利性、あるいは事業の必要性ということを総合的に市長が判断されるということになると思います。

なお、実質公債費比率でございますけれども、我々としてはこうした借り入れをしていくときに、これをやはりしっかり見ていく必要があると思いますけれども、現在、計画している平成31年度のこの例えば30億円まで含んだ場合のこととありますけれども、仮定をいたしますと、平成33年度には現計画で見込んでいる14.4%を14.5%と、0.1%程度を押し上げてくるということで、その後、比率は下がっていくものの、現在の見込みと比較しまして、最大で0.5%程度の悪化が見込まれるということを想定しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 詳しく御説明いただきましてありがとうございました。

実質公債費比率のほうも、どうかなということを思っておりましたが、答えていただきまして、合特債を最大限29、30、31年度会計までにおいて残りの15億円ないし20億円についても平準化して31年度事業をもって活用できるという方向で基本的には考えてみえるということでございますので、そういうふうな形であれば、実質公債費比率のほうも、そんな極端な上昇じゃなくて、懸案の諸事情ができてるのかなというふうなところを今、感じをさせていただきました。

例えば、この日置市政の第3期目の予算を御自分で陸上のトラックにちよつとこう、考えてみまして、いよいよ28年度予算でスタートをしまして、第1、第2カーブのコーナーぐらいはちよつと助走をしながらカーブを曲がるんで、ちよつと将来計画を担いながらいくと、28年度は。29、30年はいよいよ第2コーナーから第3コーナーへかけての直線でございますので、ここのところはもうスピードを上げてガーッと行って、最後の第4コーナーからゴールに向けては仕上げの時間帯というような形で、漏れのないことを確かめながら、この合特債がやっぱり有効活用できるというような状況の中で、歳出のいろんなメニューも含まれていくと思いますし、さらにはやはり課題となっております、これからの公共施設の維持管理というふうなことも含めていくと、これはいたずらに実質公債費比率を上げてくということはやっぱりいけないということがあったので、その辺の絡みで、市長のほうで今後の任期の中で考えられてる予算の組み方っていうのにつきましてのお考えを少しお聞きできればというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今の時点で申し上げられることは、先ほど田中理事が申し上げたとおりでありまして、これは一つの基準というか、標準的に考えると、大体こんなフレームワークになるということでありまして、これから予算編成の中で、もう少し頑張ろうとかいうような要素が出てくるかもしれないというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

合併特例債の活用については、昨日もお話をしたとおりであります。いわゆる全体から見ると、元利償還金の66.5%が交付税措置をされるということですから、100の借金をした場合には、66.5%までは交付税措置ということでもありますので、それは裏を返せば、3分の1は純然たる借金であるということも、またよく考えて、財政運営をしていかなければいけないというふうに思っております。

それで、基本はやはりそういう財政運営上の健全性というものを極端に損なうことなく、しかしながら、せつかくそれだけの交付税措置のある財源ですから、可能な限り活用したいというふうに

思っています。

ただ、何回も申し上げますように、本市の場合に、辺地債、過疎債という、合併特例債と遜色のないというか、ものによってはちょっと若干有利なというような交付税措置付きの起債があるという中で、今回、結果的にこういう形になって来ると。あるいは過去何年かは起債制限比率の18%を超えてたという経緯の中で、こういう形になって来たということは、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、交付税も先ほど申し上げましたように、理事が申し上げましたように、これから合併算定がえ特例の縮減という問題が出てまいりますし、交付税は御承知のように地方財政計画の中で、来年度の地方税収はどれだけあるかとか、それから地方財政計画の中で歳出をどのように組み立てて、その結果、地方税収入とか、そういうものとの絡みの中で、交付税総額がどれだけになるかと、清水議員には釈迦に説法でございますが、そういうことでありまして、既に総務省の夏の概算要求の時点で、これは注意をしなければいけないんですけども、去年の16.7兆円が16兆円ということで、7,000億円、総務省の要求ベースで今、交付税は総額が落ちております。

それにプラス、国の財政審議会等の議論では、その地方財政計画とか交付税のそういう需要の計算の中で、約1兆円に近い地方創生枠のような形で、特別に需要額を地方の側に歳出を立てた上で、それだけの交付税が必要であろうという組み立てをしておりますので、その辺がいつまでもリーマンショックや震災対策という形で、地方にそれだけの歳出を見る必要がないのではないかという議論が財政審に非常に強く出てるので、ことしの最終的な国の予算の組み方は、かなりそういう意味でも、地方交付税にとっても厳しい環境にあるということも、ちょっと気をつけなければいけないことではないかというふうに思っております。

そのようなことで、常に非常に流動的な中で、毎年、毎年予算を組んでいかなければいけませんので、基本はできる限り、やはり合特債を活用しながらというふうに考えておりますが、そういういろんな周囲の条件も勘案しながら、適切な予算を組んでいきたいというふうに思っております。

そのやるべきことは、これまで申し上げましたように、観光振興であるとか、福祉であるとか、教育であるとか、もろもろのことに配慮しなければいけません、郡上市のその市民の皆さんが、やはり安心して将来に希望を持って住めるような、そういう政策というものを進めていかなければいけないというふうに思っておりまして、十分、これから予算編成の過程で議論をしながら進めていきたいというふうに思っています。

それから、特に先ほど理事のほうからも説明しましたが、もう既に取りかかっているようなハードの、かなり大規模な事業がありますので、こういうものは着実に進めていきたいというふうに思っております。

おそらくコーナーを回るときは、慎重に回りながら、直線コースではしっかり全力で走れるよう

な、そんな財政運営、市政運営をしていきたいというふうに思っています。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 市長には今、ただいま財政運営の面で御造詣が深いので、よくその辺を吟味いただきながら、作業を進めていただきますことに敬意を表したいというふうに思います。ありがとうございました。

続きまして、歳出の関係でございますけども、これは今、編成中というようなことではございませんけども、先ほどからの、きのう来からの一般質問のなかで、白山の1300年のイベントであるとか、産業振興拠点センターであるとか、婚活の応援隊であるとか、あるいは産業等の総合推進横断的な本部であるとか、今の歴史資料館であるとか、そういったもろもろのお話がまた出ておりますけれども、この280億円の中でソフト面、ハードな面で、先ほど市長が各部から上がって来たものを今、精査中であり、方向づけをしていきたいということがありましたが、市長として、私はこれを何かかんでもこれをやりたいと、28年度、29年度予算を通して、こいつはどうしても緒につけていきたいというようなものが、1つあったら、1つでも2つでも3つでもいいんですけども、そういう構想のものが市長からと言いますか、そういったものを検討中であるかどうか、お差支えなければお聞きをしたいというふうに、まず思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今、進めているものを着実に進めていくということが、まず第一だというふうに思いますので、現時点においては、特に先ほどから申しているもの以外に、あっと驚くような政策というものは、ちょっと、ここではまだ申し上げるほどの、例えばものを持っておりませんが。

例えば、昨日来、ワールドカップ2019の誘致に絡んで出てまいりました、例えば小さいものがありますけれど、小さいといってもほぼ1億円はかかりますけども、例えば吠高原のクラブ室のようなものという、こういうようなものはワールドカップ2019のラグビーの国際的なチームが来てくれるかどうかということは、確たることは言えませんが、その後の吠高原の整備、それからいろんなチームを誘致するためには必要な施設だというふうに思いますので、ああいうものは今までちょっと話があまり出してきましたけども、ぜひ29年度の予算では、やってまいりたいというふうに思います。

そのほか、既に話し合いに出ておりますが、道の駅白鳥の例えば現在の施設の改修であるとか、そのようなことを進めてまいりたいというふうに思います。

そのほか、今後、若干、これからどうするかということをしつかり見極めながら、進めなければ

いけないというふうに思っているのは、高齢者の福祉施設である偕楽園等の整備については、当初は来年度に養護施設部分で高層化を図ることによって、垂直避難のできる施設を整備したいということ、私自身としては思っておりましたが、いろいろと利用者さんや地域の皆さんのお話の中で、あそこというのは、やはりなかなか安全面から考えて心配もあるというようなことでありますので、最終的にどうするかということは、市の内部でも十分検討してまいりたいというふうに思っています。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ありがとうございます。

この件につきまして、歳出につきましては、部長さんにもという思いもしておりましたが、直接市長と話したほうがいいものですから、市長ばかりにお願いしておりますが、申しわけありません。

ありがとうございます。今、28年度、あるいは9年度に向けての思いも入っていたと思えますけれども、自分もちょっとお伺いしておきたいと思ったのは、偕楽園のことです。

これについては、2年前、平成26年の9月に田中康久議員のほうで、そのことについての考え方について、市長の意見を問いただしているという経過もございますし、まさにこれこそ、ある段階までに仕上げておく必要があるというふうなことで、昨年からの検討会議のようなものも持っていたきながら、声も、市民の声も、代表者も聞いておられるということでございますが、今、市長のほうから、そのことについても鋭意この日置市政の中で、このことを考えていくというふうな感じでお受けをしましたので、28年度、29年度の予算には直接反映はしないか、一部反映をしてくるのか、その辺のところはわかりませんが、ぜひ、これは将来のために、やはり整備をしておくということは十分思いは同じでございますので、位置等も含めながら、やはり最善の方策をひとつ編み出していきたいというふうなことで、整備に向けて御尽力をぜひとも賜りたいということは思っておりますので、御意見あったらまたいただきたいと思っております。

もう1点は、これは美谷添生議員がずっとこの春から唱えておられて、自分も少しその意を同じくする者の一人でございますけれども、ことしの28年の4月から、電力の小売りの全面自由化ということが法的にできるようになりまして、そのことについては九州のみやま市のことは既に話がされております、研究もされておりますけれども、全国ではやっぱりこういう取り組みをしようというふうな形でもって、全国でも13ぐらいの県とか、市とか、町とか、このことについて取り組みをしてるということでございます。

これは、結局、利益を生むとか、その会社をつくって利益を生むというよりも、むしろ節減額と言いますか、それによってその会社をつくって、その電力を小売りをして、その利益を出すという

ことよりも、その経費を削減される、本来払わなければならないものをその会社をつくることによって、利益を得る形ではあるんですけども、削減額を有効に市民のために、あるいは市の振興のために、同じ電気料金として負担していただくものを、個々が、あるいは団体が負担していただいているものを、郡上市において何らかの形で会社を立ち上げて、そこで小売りをする中で、いかに安い電力を個々の家庭であったり、公の団体であったり、企業であったり、そういうところも消費者になっていただいて、市民ぐるみのその電力の売買を市と行うというふうな形でもって、その利益を、利益と言いますか、その削減の分を地域振興に充てようというようなことで、1つの試算の例でいきますと、例えば郡上の施設、公の施設をみずから小売りをしてやろうとした場合の年間の削減額が712万円であるとか、事業所全部やってもらうと、郡上の3億6,000万円か、それだけの削減額が出るとか、郡上市の世帯が全部をそのとこへ切りかえた場合には2億4,000万円の差額が生まれるというような試算もあって、郡上市全体で言うと85億円の電力の消費量のお金の部分が、その会社が全部、もしやったとすれば、約6億円ぐらいの削減額が出てくるというふうな、そういうような試算の中から、そういったものを将来の郡上市の1つの財源化するという意味では、民間という手もあるんですけど、これはやっぱり公がひとつかむことによって、支出をすることによって、その地域に貢献していく、あるいは地域の信頼が得られて、その小売りの部分がより市民の理解が得られるとか、団体の理解が得られるとかということに広がっていくんで、一民間で立ち上げるということは、これはむしろ逆に、なかなか経営的つていうとおかしいですけど、民間がやろうとした場合、ちょっと厳しい状況が生まれてくるというふうなことを思ったときに、こういった部分も、ひとつ検討をいただいているとは思いますが、こういったものも今度の新産業拠点センターあたりと絡み合わせの中で、そういったことを、電力の自由化を捉えながら、郡上市として公的に関与していけるのか、いけないのかという部分を、今一度、市長のほうでじっくりと御検討をいただきたいなというふうな部分でございます。

私たちも同志議員ではありますけども、有志議員ではありますけど、このことについて3回ぐらい、現地の視察も含めましてやってきましたけれども、これはいろんな意味で、裾野の広がりがある、ただ単に電力を売り買いするんじゃなくて、裾野の広がりがいろんな意味で出てくるんじゃないかなというふうな部分では、そういう捉え方もできると思いますので、これにつきましては市長のお考えもあるとは思いますが、ぜひともこのことについても、29年度、どうのこうのというわけにはいきませんかもしもせんけれども、郡上市としてこの問題をどう捉えていくかということの判断につきましては、得と御検討がいただきたいというふうなことを思いまして、以上、2点につきまして、ちょっと市長の御見解をお伺いできればというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まず、前段の、偕楽園の問題であります。御指摘のとおり、二十何年だったでしょうか、田中議員の御質問に対して2期目の私の任期の間に1つの方向を出したいということをお願いしました。

そして、私としては、その方向として、まず偕楽園の、先ほど申し上げましたが、養護施設の部分、これも今、定数が50ですけれども、50いるかどうかという問題も含めて検討しつつ、しかし、いつも、もしあそこが何か大きな水害に見舞われそうだとするときには、特養を含めて全員を、例えば大和中学校の体育館へ避難しなければいけないというようなことは大変なので、何とかあの場所で命を失わないように、とにかく垂直避難ということができるような養護棟の高層化、3階とか4階という形にして、いざというときには、必要最小限の時間はそこで避難できるようにということにしつつ、あとの特養については、今後、さらに現在の80という入所者の定数を今後ともどうするかとかいう問題と、1カ所でなければならないかどうかとか、いろんな問題がありますので、そういう点も含めて検討すると。

とにかく緊急用の大水害対策については、養護の施設の高層化と言いますか、今、平屋建てでするので、そのようなことを考えておったわけですが、先ほど申し上げましたように、関心を持っていただく皆様方初め専門家の方々にも入っていただいて、将来構想の検討委員会というようなことで検討をいただきました。他の施設も他県の施設等の視察もしていただきまして、1つは今回の、岩手県の岩泉町での、やはり施設の大変痛ましい水害に対して、入所者の方が犠牲になられるというようなこともあったと思いますが、どこもやっぱり安心安全ということでは、なかなかあそこでないほうがいいのではないかと。

当初、私どもはある程度、高層化って言いますか、三、四階建てにして、一体化して、緊急避難できるようにということの前提のためには、かなり今、堤防河川の浚渫もしていただいたので、安全性は高まっているんですが、あそこの堤防が溢水をするとしたら200年に1度の豪雨だろうと、こういう結果は出たんですが、その200年に1度が今のこういう異常気象の時代ですから、あした来るかもしれないし、あさって来るかもしれない。あるいは100年は来ないかもしれないというような、不確定な要素の中でどうするかという問題でありまして、そういうときに、やはりいろんなことを考えると、皆さんの安心安全のためにも、もう一度、ここでじっくり考えたいなと私も思っているところであります。

そういうことで、これはいずれにしろ、構想委員会の皆さんは、養護施設については合特債が使えるものですから、私としてはちょっと急ぎたかったんですけども、そういうことよりも少し時間をかけて検討してほしいと、我々の納得、満足のいくような施設にしてほしいというような要望がありましたので、少しそういうことも考慮しなきゃいかんかなと。

そのかわり、皆さんの委員会の報告でもさらに例えば長良川の安全性ということを確認するために、例えば和合橋下流の浚渫等の河川の安全も県に要請をしてほしいというような条件もついておりますけども、そのようなことで、いろいろとそういうことを検討しながら、最終的にどうするかということは、ちょっと全庁的に政策会議等で検討した上で、結論を出していきたいというふうに思っております。

したがって、ここ二、三年で事業化できるかどうかというのはちょっと現在のところは不確定ですが、いずれにしろ、その際に、やはり現在、並行して進めております、公共施設の総合管理計画というようなものの中で、例えば、既存の公共施設の中の敷地のどれかをそういうものに振り向けられるかとか、そういう検討もあわせてしていかなければいけないというふうには思っているところでございます。

それから、第2問目のお話でありますけれども、電力の小売り事業ということにつきましては、きのうも申し上げましたけれども、市としては、その市がやはりそういう事業に参画をすることについての必要性であったり、あるいは有効性であったりというようなことについて、まだ現時点では、私のほうも十分、先ほどのきのうもちょっとお示しをいただきましたが、何か構想があるようでありますけれども、そういう構想については十分把握をしておりませんので、よくよく検討をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 市長、どうもありがとうございました。

具体的なこともお聞きしながら、まだ編成中ということもございまして、時間を要して検討していただくというのももちろんあるかと思っておりますので、29年度の予算編成につきましては、いろんな意味で、今後の郡上市の姿、未来をつくっていく、根幹的な予算をいよいよ組まれるというふうなことになろうかというふうに思いますが、財政、健全財政をしながらの、また市としての成り立ちを持っていけるような投資ということも、これも必要なことだなということを今、お聞きをしておりました。

財政は必ずしも国も含めて好転していくような状況は、今のところ見えませんが、やっぱりそこはそこなりに、知恵を出し合いながら、執行部も頑張ってもらいますので、我々議会もその辺をまた情報を得ながら、やはり力いっぱい、そのことについては一生懸命やっていかないかんというふうな考えも持ちました。新しいことにつきましても、簡単に結論出ることばかりではありませんけども、よく熟慮していただきながら、また意見交換も屈託のない意見交換もしながら、やるべきものはやっていくということでひとつお願いをしたいと思います。

若干、時間は残しましたが、誠意ある答弁をいただきまして、ありがとうございました。
以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、清水敏夫君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時30分を予定いたします。

（午後 2時17分）

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時28分）

◇ 野 田 勝 彦 君

○議長（渡辺友三君） 4番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 2日目もとうとうアンカーとなりまして、ひとつよろしく願いをいたします。4番 野田勝彦でございます。

昨今、子どもたちをめぐるいろんな事件や事故が新聞やマスコミをにぎわせております。本当に悲しい思いをしているのは、みんな共通の思いだと思いますが、私、今回は、この子どもたちの命や健康を守ること、そして一方で、支えていかなければならないお年寄りの命と健康を守ること、この人生のやっぱり両端の、支えなければいけない世代を中心に、4項目ほどの質問をさせていただきます。

子どもの命と健康を守るという観点からいきますと、実にたくさんの危険な要素と言いますか、子どもが、不幸な目に遭うことがたくさんあると思います。交通事故を初めとして、不意の突発的な事故もあります。でも、私、全部にわたるわけにはいきませんので、本日は2つの点について。

まず、第1点は、幼児や児童、以下子どもと言いますが、虐待の問題であります。

虐待という言葉自体が、もう既になんかぞっとしますけれども、一般的に使われてる言葉でもあり、今回もこの言葉でいきたいと思いますが、こうした虐待の問題、本当に心を痛めるところがたくさんあるんですが、この虐待による子どもが最終的に亡くなってしまおうという、死亡されるという、そういう事件というのが、全国的に見れば若干、ふえている傾向があるようです。年間で、全国で50人ほどがこの犠牲になっていると。

しかし、これはサミットの部分ですからね、いわば頂点の部分ですから、その下には、それに至らない、恐らく富士山の裾野のような部分が多分、予想されると思うんですが、そこで、その死に至らない段階の、いわゆるネグレクトと呼ばれている、そういう状況も含めて、各自治体などに相談が寄せられているのを含めると、年間なんと9万件にもなると言われております。これは、

ここ数年、急増していると。その急増の要因というのが、今までは伏せられておったものが、最近では明らかにされるということもあるかもしれません。これは2000年ですが、児童虐待防止法が制定されて、その中に関係者は通報しなければならないという義務規定が盛り込まれたことによる影響もあるかと思えます。

こういう観点から、まず第1点にお尋ねしたいと思いますが、この郡上市におけるネグレクトを含めたいわゆる虐待の相談件数はどの程度あるのか、その推移など、あるいはできればその虐待の内容ですね、心理的なもの、身体的なもの、いろいろあると思いますが、そういうものも含めて教えていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

今ほどのお示しもございましたけど児童虐待防止法、この法律におきまして、虐待の定義でございますけれども、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、いわゆる育児放棄、それから心理的虐待の4つの分類になります。

平成27年度における岐阜県の児童虐待の相談対応件数でございますけれども、今ほど全国的な数字はお示しのとおりでございますが、県下においては1,018件となっております、この数字は過去最多ということになっております。

このうち、市町村が受け付けた相談件数は726件、このうち郡上市でございますけれども、身体的虐待が4件、ネグレクトが3件の7件、これ、27年度でございます、ちなみに26年度は心理的虐待が7件、ネグレクトが6件の13件、25年度につきましては、ネグレクトが3件ということになっております。

今ほど申しました平成27年度7件の被虐待児の年齢構成でございますけれども、ゼロ歳児から3歳未満が28.5%、3歳児から就学前が42.9%、小学生が14.3%、中学生が14.3%となっております、主な虐待者という、ちょっと言葉が悪うございますけれども、実のお父さん、またはお母さんがそれぞれ5割という状況でございます。

市では、今ほど申しました件数のほかでございますけれども、養護相談、それから非行相談、育児相談など、広く子どもに関する家庭児童相談の対応に当たっているところでございますけれども、27年度における年間延べ相談件数については1,543件に上っております。

このうち、個別支援が必要と思われる新規、または継続を含めたケースにつきましては、今ほど申しました児童虐待を含めた養護件数が33件、非行相談が1件、養育相談が3件、あわせて37件にかかわっているところであります。

なお、27年度相談対応件数のうち、子どもさんの一時保護に至ったケースにつきましては2件ご

ざいまして、心理的虐待、また身体的虐待というところが要因となっております。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) ありがとうございます。

私が想像していたよりも、数字的には多くなかったという点に、ちょっとほっとしておりますけれども、でも、これはやっぱり報告があっただけですので、水面下ということになりますと、心配な部分もたくさんあるわけでありまして。

実は、今も部長さんのほうから紹介にあったんですが、この虐待の、ちょっと言葉はきついですが、加害者と言われている人が、実母が約50%あるわけですね。場合によっては60%ぐらいにはなると言います。それに実父を入れますと七、八割、70%から80%にもなるという。これは子どもと一番接する順番に、何かこの順位がつくようなきがするんですよ。

と言いますのも、やっぱり子どもが一番接するのは母親であり、そして父親でありと、当然、接すれば深い愛情も造成されますが、逆に憎しみがふえていくこともなきにしもあらず。そんなことで、やっぱり家族・家庭におけるいろんなこの私たちの計り知れない部分というのが、要因としてはあるかと思うんですね。少なくとも深い愛情で保護すべき親さんが、こうして手をかけなきゃならんということも、本当に悲しい思いをいたすわけでありまして。

そこで、次にお尋ねいたしますが、相談を受けた問題、たくさん事例はないとは思いますが、その実態や背景や、特に要因といったものがどのようになっておるのか。これ、解決していくには、その要因を取り除かなければいけないと思うんですよ。これについて、どういうふうに見ておられるのかを伺いたいたしますが、ただ、これはプライバシーにかかわることでもあり、なかなか実像はつかみにくいことでもあると思いますので、わかる範囲で結構ですので、教えてもらいたいと思います。

○議長(渡辺友三君) 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長(羽田野博徳君) 児童虐待でございますが、身体的・社会的・経済的、こんなところのリスク要因が重なったときに、家族関係が不安定となりまして、引き起こされるものであろうかというふうに考えられております。

虐待の恐れのある保護者側のリスク要因といたしましては、育児に対する不安やストレス、また病気等の体調不良による養育能力の低下であるとか、産後うつ、またアルコール依存など、精神的に不安な状態が挙げられます。

一方で、子ども側のリスクの要因といたしましては、こだわりが強い性格があるとか、病気や障

がいなどによる発達の遅れなど。養育環境のリスク要因といたしましては、不安定な夫婦関係であるとか、経済的不安、また地域からの孤立などが考えられます。

郡上市が児童虐待として取り扱った複数の事例を少し御紹介をいたしますと、精神的に不安定な親さんが、子どもに触れることができない、または強く叱責するなど、養育が困難になったケースであるとか、思春期の子どもさんとの言い争いが過熱をいたしまして、結果、暴力に至ったケースであるとか、また、子どもさんみずからが虐待の危険を感じて、直接、警察に通報する、そういったようなケースなど、非常にさまざまでございます。

この中で、特にケースの中で多くを占めておりますネグレクトでございますけれども、このことに対する家族に自覚がない、こういうこと言って、果たしていいかどうかわかりませんが、そんなところがやっぱり問題視されているというケースも多うございまして、保護者とかかわりの深い学校であるとか幼稚園、保育園における日々の生活の中で、子どもさんを安全に見守って、また支援することで、万が一、虐待のサインを察知した場合については、いち早く関係機関と情報を共有するなど、適切な対応に努めている、そんなところが今現在の取り組みでございます。

以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君。

○4 番（野田勝彦君） 伺いましたところ、やっぱり親さんのほうの不安感って言いますか、育児の自信がないとか、また身体的にも不安定なような場合、あるいは重ねての出産のような場合と、いろいろな条件があると思います。また、子どもさんのほうにもいろいろと大変困難な状況もある。

これらをやっぱり考えてみますと、私たち行政あるいは議員も含めて、市として何かできることは、いろいろあると思うんですね。実際、この第2次の郡上市健康福祉推進計画の中にも、かなり詳しくその対応や対策についても記述されております。

そこで、今一度、今、部長さんちょっと触れられましたけども、今一度、この市としてどのような対応や、子育て支援センターを含めて十分な対応策を取られていると思いますが、その対応の仕方や、内容の確認をさせていただき、また、本当は問題が出てからでは遅いわけでありまして、できることなら原因となるところを大元からなくしていくのが一番の解消だと思いますが、そのために行政のできることややらなければならないことを、今一度、確認をさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 虐待防止に関する市としての取り組みでございますが、若干、紹介をさせていただきたいと思えますけれども。

家庭児童相談や支援を行う専任の相談員1名を、今、健康福祉部の児童家庭課に配置をしてございます。市民からお寄せいただく数多くの窓口相談のうち、虐待が疑われる事案が発生した場合でございますけれども、関係機関の1つでございます岐阜県の中濃こどもセンター、児童相談所と関係情報を共有をいたしまして、センターの専門の職員、そして市の職員が連携をいたしまして、昼夜を問わず現場に出向きまして、まずは事実確認を行っているところであります。

それから、虐待防止の体制といたしましては、児童はもとより障がい者であるとか、高齢者の虐待防止、それからDV被害や自殺予防対策、そんなところを総合的かつ効果的に進めるというところで、弁護士であるとか法務局、警察署、保健所、それから今ほど申しました子ども相談センター、人権擁護委員、民生児童委員さん、こういった方々の代表者で構成をしてございます郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会、こういった組織を設置しておりまして、関係情報の共有に努めさせていただいているところでございます。

児童虐待に関する相談や通報があった場合でございますけれども、緊急を要する場合は即座に対応するというところになりますけれども、多くの相談のうち、支援が必要と思われるようなケースにつきましては、実務者会議であるとか個別のケース会議、そういった会議を実務レベルで開催をさせていただいております。困難ケースの特性を踏まえた対処方法等について検討を重ねさせていただいております。

ちなみに、平成27年度、こういったケース会議を66回、今年度に入りまして11月までに32回開催をさせていただいております。

また、保健事業の一環といたしまして、育児不安や不適切な養育状況にある家庭、こういった家庭に対しましては、乳児相談等で気づきをさせていただいて、今、市が直接雇用をさせていただいております養育支援訪問員、現在5名の方に活躍をいただいておりますけれども、直接、その家庭に訪問をさせていただいて、育児相談や相談に当たっているところであります。

ちなみに、27年度は8世帯に対して55回、28年度はこれまでに7世帯に対して44回の訪問を行っております。

今後におきましても、子どもの健やかな成長と虐待といった悲惨な出来事を未然に防止をすることから、日ごろから行政はもとより、関係機関との連携を保つことで、特に保護者に対しては寄り添った支援に努めてまいりたい、そんなことを思っております。

(4番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) ありがとうございます。

今、部長さんからも御説明ありましたように、実は、私は今、子どもに限っておりますけれども、虐待は子どもには限ってはいないと。いわゆる社会で言われている弱者は、常にその可能性がある

わけです。

そうした意味でも、特にこの子どもさんについては、よく言われるようにしつけとの境界とか、あるいは個々の家庭のプライバシーの問題もありまして、非常に介入が難しいということもよく理解をしております。

そういう中で、さまざまな今、体制を取りながら、本当にきめ細かな、そして地道な昼夜を問わない努力をしておっていただけることを、本当に私、感動をしております。この会議の数も32回、もう毎週に近いくらいの回数になってるわけです。本当に御苦労さまでございます。今後ともひとつ子どもたちを守る意味で、御奮闘をお願いをしたいと思います。

2つ目でございますが、子どもの命と健康を守るという観点から、今度、たばこの害を取り上げたいと思います。

この質問前からあっちこちから言われてるんですが、たばこと言いますと、愛煙家の方には、ちょっとそれこそ煙たい話になりまして、若干恐縮をしておりますが、しかし、主題は子どもの健康を守るという観点ですので、ひとつここは御了承いただいて質問をさせていただきたいと思えます。

今さらたばこの害について、ああだこうだと申し上げるまでもありませんが、若干、少しだけ紹介をさせていただきたいと思えますが。

御承知のように、たばこは直接的には呼吸器系ですね。ところが、呼吸器ばかりではなしに、心臓や血管を含む循環器系には非常に大きなダメージを与えます。もちろん、消化器系も胃がんも含めて食道がんなど、その要因をつくっておる。これら、がんのみならず、さまざまな病気、たくさん、もう数え切れんぐらいにかかわってくるんですが、ひっくるめると、たばこ病という名前がついているわけですが、ただし、私たちは死亡しますと、たばこ病という名前では表しませんので、具体的にはどこどこ、何とか、何とか病とか、そういうふうになりますので、なかなかわかりにくいんです。

ただ、ちょっときつい表現をして申しわけございませんが、私がまだ現職でやっているところ、国立がんセンターの平山さんという有名な禁煙教育の元祖のような方でいらっしゃる。その方が、喫煙は緩慢なる自殺であるとおっしゃっていました。

そういう状況がかつてはあったんですが、かつてはとは、そのたばこ病ということですね。それが今、全世界でこのたばこ病が原因で亡くなる方、これは明確には統計上表せませんが、その平山氏に言わせると、年間全世界で300万人から400万人はあるんだと、そんなふうにも言ってみえました。また、このことによって必要となる医療費は、それはもう計り知れない、莫大な額になる。

こういうことを考えますと、私はちょっとこの手前味噌な話で大変申しわけありませんが、かつて核兵器とたばこは21世紀は持ち込まないとよく言ってきたものです。残念ながら、21世紀、持ち

込んでしまいましたが、しかし、振り返ってみますと、昭和40年ですから、私が学生時代でございますけども、そのころ日本の男性の喫煙率が85%ありました。どっちを見てもたばこをくゆらせていらっしやる。女性は16%ぐらいでしたから、差たるやすごい大きな差があったんですが、これは恐らく封建制の名残だと思います。

こういう喫煙社会が、ことし、もっとも新しい統計をちょっと探してみましたら、これは厚生労働省の発表ですから、かなり正確だと思いますけど、男性はついに30%を切りました。29.7%という数字になっております。女性に至っては9.7%。ですから、私の世代を通じて激減をしておるわけです。グラフを見ましても、常に右肩下がりでずっと下がってきている。

どうしてここまで下がって来たのか。これは明らかにされておりませんが、多分、まずはたばこが買いにくくなった。青少年が容易に買えなくなった。2つ目は、吸う場所が極めて限定された。そして、値段も高くなった。さまざまな要因が当然、考えられますが、総じて言えば、社会からたばこが徐々に抑えられていったということじゃないかと思うんです。よく、子どもは親を見て育つと言いますが、いや、親ばかりじゃなしに、社会をも見て育つはずなんです。ですから、社会において、私たちの周りにたばこ環境が減っていけば、当然、子どもの喫煙率も下がっていくのではないかと思います。

そこで、お尋ねしますが、先ほどのこの第2次健康福祉推進計画の中でも、やはりたばこについては機密な記述がなされ、大きな目標になっております。

そこで、今、最近のこの市民の喫煙の環境は、例えば喫煙率は男女別、あるいは公共機関やその他の場所における禁煙・分煙の状況はどのように把握されているのかをお示しいただきたいと思えます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

初めに、市民の喫煙状況の御質問でございますけれども、平成26年度に市が実施いたしました健康福祉実態把握調査、この調査は園児・小中学校、それから高等学校の児童生徒、それから一般市民、8,200人余から回答をいただいたものでございますけれども、この結果によりますと、18歳から39歳の喫煙率は男性が35.1%、女性が7.6%、40歳から64歳までの男性が30.7%、女性が5.6%ということになっております。

17年にも同様の調査を行っておりますけれども、その結果の比較では、どの年代とも喫煙率は減少しているというところでございます。

さらに、平成26年の同調査によりますと、郡上市の子どもさんの喫煙経験の実態でございますけれども、小学校高学年の男子0.8%、女子が0.4%、中学生の男子にあつては2.0%、女子が1.2%、高

校生の男子が5.1%、女子が2.8%といった結果がございまして、好奇心からの喫煙を防止する禁煙教育であったり、受動喫煙が引き起こします健康被害を学習することが、極めて重要というところで認識をしております。

次に、市内の禁煙または分煙の対策の状況でございますけれども、公立の医療機関、複数の民間の医療機関も同様でございますけれども、それから小中学校、公立の幼稚園・保育園、それから子どもさんが多く利用される保健センター・児童館につきましては、敷地内禁煙と、それから市の庁舎、これは振興事務所も含めてでございますけれども、建物内禁煙を標榜しております。

民間企業におきましては、市内の事業所を抽出いたしまして聞き取りを行ったところでございまして、建物内の禁煙が5割、建物内における分煙が5割と、これは1社のみでございましたけれども、敷地内禁煙といった対策を講じてみえるところもございまして、一定の受動喫煙防止対策が講じられている、そんなところを調査の中で把握をさせていただいております。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) ありがとうございます。

子どもたち、今、御紹介ありましたように、小学生から中学生、高校生と徐々にふえていくわけですが、子どもたちがぜひともゼロになるように願うものであります。恐らく現役の愛煙者の方にも、みずからのお子さんが将来、喫煙者になることは決して望んではいらっしゃらないと思うと、私は確信をしておりますけれども、そういうことを踏まえて、子どもたちからたばこに対する抵抗感と言いますか、拒否感と言いますか、という意識を涵養することが何より大切かと思っております。

そこで、教育長にお尋ねしたいと思っておりますが、小学校や中学校において、禁煙教育はどのように行われておるのでしょうか。多分、これはほかの薬物等を含めて、命や健康を守るという広い教育の一環であると思っておりますが、私はできれば禁煙教育に特化した授業や教育をお願いしたいという期待を込めて、御説明をお願いします。

○議長(渡辺友三君) 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長(石田 誠君) 御質問の禁煙教育は、健康教育の一部に位置づけられています。

未成年者の喫煙や飲酒は、危険ドラッグや覚せい剤の薬物乱用の入り口になりやすいことから、中学校や小学校の高学年においては、喫煙と飲酒と、そして薬物乱用を関連づけて指導を行っている学校が、今は本当に多くなってきております。

また、教員だけではなく、専門的な知識を持った学校薬剤師、保健所の職員、警察官、医師という協力を得て、児童生徒やそれから児童生徒と保護者が一緒に学習するなどの工夫を凝らした実施

をしております。

また、教科書を使った保健学習では、小学校3年生で健康によい環境、また6年生で喫煙の害と健康で、喫煙が呼吸や心臓に及ぼす影響や受動喫煙など、喫煙が健康を損なう原因について学習をしております。

中学3年生では、たばこの煙に含まれる有害物質と健康について、DVD等を活用して、さらに詳しく学習をしております。

また、赤ちゃんふれあい体験等を通して車内、家庭、学校、病院など、赤ちゃんや多くの人が利用する施設での受動喫煙の防止対策の必要性を学んでおります。

郡上市においては、和良地区では町内の学校保健連絡会において、平成24年に喫煙防止教育カリキュラムをつくり、保育園の年長児、それから小学生の1年生に紙芝居を使って、たばこの煙から身を守る意識を意識づけ、以後、中学3年生まで一貫したたばこの害についての学習をしております。

また、各学校では学習した内容を学校だより等で紹介したり、運動会や体育祭など、PTAの役員の協力を得て放送を通して、敷地内禁煙を呼びかけておりますし、また、子どもたちがごみ拾いをボランティアで行っていることを紹介する中で、たばこのポイ捨てをしないなどの喫煙のマナーについても呼びかけている学校も多くあります。

以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) ありがとうございます。非常に多面的な分野から広く健康、命を守るという授業をやってらっしゃると。

先ほど申しましたが、ぜひとも今後はひとつたばこに特化した、そういう授業もぜひともお願いをしたいと思います。

時間も迫ってまいりました、次の項目に参ります。

2つ目は、お年寄りを支え、守っていく介護保険の問題でございます。先ほど15番議員のほうからも、同様の質問がございましたので、この部分、重複しないような形で、かいつまんで質問したいと思います。

介護保険は2000年に導入された後、当初は結構、バラ色に描かれておったんですが、その後、さまざまな、改定と称する後退が繰り返されてまいりました。昨年来も先ほど質問にございましたように、要介護2以下は特養から除外すると、これを含めて非常に大きな負担になっていると。

今回もつい先日、国のほうからは新たな削減策と言いますか、改定策が提示されてきてるわけですが、なんせ歴代のその政権が自然増削減という、この社会保障に関する予算をどんどん減らしてきております。お年寄りはどうもふえていきますから、今の段階では、ましてや、この団塊の世

代が間もなく後期高齢者に入る段階になりますと、本当にふえます。当然ながら自然増になっていくんですが、サービスを維持しなければならなければ、年間1兆円かかると言われています。それを5,000億円で納めようというのですから、サービスを半分にならざるを得ないような、そんな状況が出てくると。これを何とか維持しながらサービスをこれからも守っていきたいということが、私たちの願いなんです、そこでお尋ねします。その介護保険の改定はどのように後退をして来たのか。これは、簡単で結構ですので、担当部長さんからよろしくをお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えいたします。

介護保険制度でございますけれども、創設されて16年が経過をしておりますけれども、この間、およそ3年ごとに制度の見直しというものが行われてきたところでございます。

そこで、御承知のように、今回の第6期の主な改正点でございますけれども、要支援1、2の方の通所介護と訪問介護が、全国5つのサービス基準でございます介護給付から、市町村が行う地域生活支援事業に移行をされたということであったり、今ほど、さっきも御質問がございましたけれども、特養の入所基準が原則3以上になったということ。また一定の所得のある方の利用者負担が2割になったことであったり、通常、補足給付と申しますけれども、入所者の食事であるとか、居住費、こういった軽減を図る要件に預貯金等の資産が加えられたこと、こんなところが26年度の改正ということでございまして、今、国のほうでは第7期に向けて制度の検討がなされておりますけれども、このうち国民への影響が大きな介護保険制度を維持継続するための方策ということにおきましても、いくつか論点で審議がなされているところでございます。例えばでございますけれども、現役並みの所得がある方については現行の2割から3割に負担率を上げるということであったり、40歳から64歳までの第2号被保険者、この方々にお支払いいただく介護保険料の計算方法を総報酬制に切りかえるということであったり、このほかいくつかございますけれども、こんなところが今、国のところで審議されているところでございます。

以上です。

（4番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 本当にたくさんの項目が改定、あるいは後退といってもいいと思いますが、なされているわけでございます。これらは、いずれは、やがては市のほうへの肩代わり、これは総合事業という言葉で表しておりますけれども、支援は市が変わって継続しなければならない事態が出てくると思います。

そこで、今後の市の対応としてどのような姿勢で、どのように取り組まれるおつもりなのかとい

う点において、これは市長さんにちょっとお願いをしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、現在の介護保険のいろんな見直しというのは、御承知のように、介護保険というのは、被保険者の保険料と、それから国・県・市町村というところの公費負担というものから成り立っているものでありまして、そういう意味で、さまざまな問題がやはり負担と給付というもののバランスをいかに取るかということの苦しみの中から、いろんなことが考え出されてきておるわけでありまして。

確かに今までどおりのサービスをしようとするれば、自然増というような形で、給付がどんどんふえていくと。じゃあ、それを誰が負担するのかという中で、いろいろとそれぞれに痛みを分かち合いながらということだろうと思います。

そういうことではあります、私たち都市自治体の立場としては、先月11月の17日にも全国市長会があったんですが、やはりこういう見直しについては、まず第一義的には困っている人が、困っているまま放り出さないでもらいたい。これはそういう介護ということをやったり受ける、これが全く例えば縮減という形にならないようにしなければいけないという面と、それからもう1つは、そうしたさまざまな制度改正の中で、それが自治体に押しつけられてくるということであっては、これもまた困るということでもあります。市長会なんかの立場でもそういう意味では、住民を守ること、そして市町村のそういう財政という問題、それからもちろん、被保険者の保険料負担という、これも無制限にはなかなか負担できないと。こういうことの中で、慎重に制度の改正等については検討してもらいたいということと、やはり従来から国費の負担を何とか、やはり厳しいだろうけどもしっかり見てもらいたいと、このような重点決議や要望事項も出してありますけれども、まさに基本的にはそんな考え方で進めたい、注視していきたいというふう考えているところでございます。

（4番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） ありがとうございます。

今、全国市長会で決議された住民を守る、そして国費の負担をきちっと、それは私は本当に大事なことで、もろ手を挙げて支持をしたいと思います。これが実際にそのように行われることを強く願いまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で野田勝彦君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたり御苦労さまでした。

(午後 3時09分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 原 喜与美

郡上市議会議員 野 田 勝 彦